

# 第4次野木町 人権施策推進基本計画

令和8年度～令和12年度

令和8年3月  
野 木 町



## はじめに

新型コロナウイルス感染症拡大をきっかけに、働き方やライフスタイル、地域での関わり方など、私たちの暮らす社会は大きく変化し、人とのつながり方も多様化しています。その一方で、差別や偏見、孤立などの人権問題は、私たちの身近なところで起こり得るものとなっています。



さらに、インターネットやSNSの普及に伴い、誰もが情報を発信できる時代となりましたが、その利便性の陰で、匿名性を悪用した誹謗中傷やいじめといった新たな問題も生じています。だからこそ、互いを思いやり、一人ひとりの人権を尊重する意識を、地域全体で育てていくことが求められています。

本町では、「第3次野木町人権施策推進基本計画」に基づき、人権教育や人権啓発、相談体制の充実などに取り組んでまいりました。しかしながら、職場におけるハラスメントや学校におけるいじめ、インターネット上の人権侵害など、人権問題はいまだ存在している状況です。

そこで、これまで取り組んできた施策の成果と課題を踏まえ、新たに5か年の「第4次野木町人権施策推進基本計画」を策定いたしました。今後におきましても、「誰もが心豊かに暮らせる社会の実現を目指して」という本計画の基本理念のもと、人権教育及び人権啓発を推進してまいりますので、町民の皆様には、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、ご意見をいただきました野木町人権推進審議会委員の皆様を始め、アンケート調査にご協力をいただきました多くの町民の皆様、関係者の皆様に、心から感謝を申し上げます。

令和8年3月

野木町長 真瀬 宏子

# 目次

## 第1章 計画の概要

|                        |   |
|------------------------|---|
| 1 計画策定の趣旨.....         | 3 |
| 2 計画策定の背景 .....        | 3 |
| (1)国際的な取組み .....       | 3 |
| (2)国の取組み .....         | 4 |
| (3)県の取組み .....         | 5 |
| (4)野木町の取組み .....       | 5 |
| 3 計画の位置づけ .....        | 6 |
| 4 計画の期間 .....          | 6 |
| 5 「SDGs」と本計画との関係 ..... | 7 |

## 第2章 アンケート調査結果からみる現状と課題

|                           |    |
|---------------------------|----|
| 1 調査の概要.....              | 11 |
| 2 調査結果概要 .....            | 12 |
| (1)人権に対する考え・意識 .....      | 12 |
| (2)人権侵害の経験 .....          | 15 |
| (3)人権尊重社会の実現のための取組み ..... | 23 |
| 3 アンケート調査結果からみる課題 .....   | 25 |

## 第3章 計画の基本的な考え方

|               |    |
|---------------|----|
| 1 基本理念.....   | 29 |
| 2 分野別施策 ..... | 29 |

## 第4章 分野別施策

|                           |    |
|---------------------------|----|
| 1. 女性 .....               | 34 |
| 2. こども .....              | 36 |
| 3. 高齢者.....               | 39 |
| 4. 障がいのある人 .....          | 42 |
| 5. 同和問題(部落差別) .....       | 45 |
| 6. インターネット等による人権侵害 .....  | 47 |
| 7. LGBTQ+(多様な性のあり方) ..... | 49 |
| 8. 感染症患者等 .....           | 51 |
| 9. 外国人.....               | 52 |
| 10. 犯罪被害者とその家族.....       | 54 |

|                         |    |
|-------------------------|----|
| 11. 刑を終えて出所した人 .....    | 54 |
| 12. アイヌの人々 .....        | 55 |
| 13. ホームレス .....         | 55 |
| 14. 北朝鮮当局による拉致問題 .....  | 56 |
| 15. 人身取引 .....          | 56 |
| 16. 大規模災害の被災者・避難者 ..... | 57 |

## 第5章 計画の推進

|                               |    |
|-------------------------------|----|
| 1 計画の推進体制 .....               | 61 |
| 2 国、県、企業、団体等との連携 .....        | 61 |
| 3 様々な場における人権教育・啓発の推進 .....    | 62 |
| (1) 家庭 .....                  | 62 |
| (2) 地域社会 .....                | 62 |
| (3) 学校 .....                  | 63 |
| (4) 職場 .....                  | 63 |
| 4 特定職業従事者に対する人権教育・啓発の推進 ..... | 63 |
| (1) 町職員 .....                 | 63 |
| (2) 教職員・社会教育関係者 .....         | 63 |
| (3) 医療・福祉関係者 .....            | 64 |
| (4) 消防関係者 .....               | 64 |
| (5) マスメディア関係者 .....           | 64 |

## 参考資料

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| 1 第4次野木町人権施策推進基本計画策定までの経緯 ..... | 67 |
| 2 野木町人権推進審議会委員名簿 .....          | 68 |
| 3 野木町人権推進推進審議会設置要綱 .....        | 69 |
| 4 アンケート調査票及び単純集計結果 .....        | 71 |

# 野木町民憲章

昭和58年2月1日制定

わたくしたちは、野木町民であることに誇りと責任をもち、明るく住みよい豊かな郷土をつくるため、ここに町民憲章を定めます。

1. 自然を愛し、  
清潔で健康なまちをつくりましょう。
1. 伝統を尊び、  
教養を高め文化の薫るまちをつくりましょう。
1. 心ふれあう、  
安らぎのある住みよいまちをつくりましょう。
1. 仕事にはげみ、  
活気ある豊かなまちをつくりましょう。
1. きまりを守り、  
平和な明るいまちをつくりましょう。

# 第1章

## 計画の概要



## 第1章 計画の概要

### 1 計画策定の趣旨

「人権」は、人間の尊厳に基づく権利として、すべての人に等しく保障されなければなりません。しかし、いじめや児童虐待といった人権侵害は依然としてなくなっておらず、また、LGBTQ+といった人間の性のあり方に対する偏見やSNSによる書き込みなども見られることから、人権尊重の意識を高めることは町政の重要な課題となっています。

そこで、「人権教育・啓発推進法」及び「栃木県人権施策推進基本計画(2016～2025)」のそれぞれの趣旨を踏まえ、様々な人権問題に対する差別や人権侵害をなくし、個々の人権を尊重する地域社会の形成と男女共同参画社会の形成と実現を目指し、現行計画の成果と課題を踏まえるとともに、国連が採択した持続可能な開発目標(SDGs)の理念やその内容を参考にしながら、「第4次野木町人権施策推進基本計画」を策定することとしました。

### 2 計画策定の背景

#### (1) 国際的な取組み

国際連合は、昭和23(1948)年に「世界人権宣言」を採択し、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」と規定し、基本的人権の考え方が示されました。

その後、「人種差別撤廃条約」をはじめ各種人権条約の採択を進めるとともに、「国際人権年」などを定め、人権が尊重される社会の実現を呼び掛けてきました。

しかし、様々な取組みや平和への願いにもかかわらず、今なお世界各地で地域や民族間の紛争が続いており、難民や飢餓、貧困、環境破壊といった平和と人権を脅かす深刻な事態が発生しています。

こうした情勢を背景に、平成5(1993)年、オーストリアで国連主催による世界人権会議が開催され、人権の普遍性、非選択性、相互依存及び平等を再確認した「ウィーン宣言及び行動計画」が採択されました。これを受け、平成6(1994)年には平成7(1995)年から平成16(2004)年を「人権教育のための国連10年」とする決議が採択され、さらに平成17(2005)年から、「人権教育のための世界計画」が開始されました。この「世界計画」では、令和7(2025)年から令和11(2029)年までの5年間を第5フェーズ(段階)と位置づけ、こどもと若者に焦点を当てて展開されています。

また、平成11(1999)年に、「人権」「労働」「環境」「腐敗防止」に関して企業が遵守すべき10原則を掲げた「国連グローバル・コンパクト」が提唱されたほか、平成23(2011)年には、企業活動における人権尊重の指針として「ビジネスと人権に関する指導原則」が国連で

制定されました。そして、平成27(2015)年に国連は「我々の世界を変革する:持続可能な開発のための2030アジェンダ」を採択し、持続可能な開発目標(SDGs)を公表して、「誰一人取り残さない」社会の実現を公約しました。このSDGsは、発展途上国のみならず、先進工業国もその実現に取り組むものとなっており、各国で令和12(2030)年の目標達成に向けた取組みが進められています。

## (2) 国の取組み

我が国では、昭和22(1947)年に「日本国憲法」が施行されて以来、「民法」の改正や「教育基本法」、「障害者基本法」、「高齢者対策基本法」、「男女共同参画社会基本法」等を施行するとともに、国際社会の一員として「国際人権規約」など、人権に関する諸条約を締結し、取組みを強化してきました。

平成9(1997)年には、「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」が策定され、さらに同年「人権擁護施策推進法」が施行され、同法に基づき、「人権擁護推進審議会」が設置されました。

平成12(2000)年には、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、人権教育及び人権啓発に関する基本計画の策定等を定めた、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(人権教育・啓発推進法)が施行され、平成14(2002)年に「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。さらに策定後の社会経済情勢の変化や国際的潮流の動向を踏まえ更なる推進を図るため、令和7(2025)年度には「人権教育・啓発に関する基本計画(第二次)」が策定されました。第二次計画では、「インターネット上の人権侵害」や「性的マイノリティ」等の新たな課題を項目として追加しています。

平成15(2003)年には「人権教育の指導方法等に関する調査研究会議」を設置し、「人権教育の指導方法等の在り方について」を公表してきました。その後、平成23(2011)年に基本計画を改定し、「北朝鮮当局による拉致問題等」が追加されました。

平成28(2016)年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)、「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消推進法)が施行されました。

SDGsへの取組みとしては、平成28(2016)年に総理大臣を本部長、全閣僚を構成員とする「SDGs推進本部」を設置し、政府、経済界、民間セクター、大学、国際機関、各種団体などの関係者で構成される「SDGs推進円卓会議」における議論を経て、「SDGs実施指針」を決定しました。この「SDGs実施指針」については、令和元(2019)年と令和5(2023)年に改訂がされました。令和5(2023)年に改定された指針の中では、「誰一人取り残さない」包摂社会の実現等を重点事項とし、特に具体的取組みを強化・加速していくこととしました。さらに、平成30(2018)年に「拡大版SDGsアクションプラン2018」を、令和元(2019)年には「拡大版SDGsアクションプラン2019」をそれぞれ決定しました。その中では、

令和12(2030)年の到達目標達成に向けて、「次世代・女性のエンパワーメント」や「女性や子どもに対する暴力の根絶」など、人権課題への取り組みが行われています。

### (3) 県の取り組み

県では、平成13(2001)年に「栃木県人権教育・啓発推進行動計画」を策定しました。さらに平成15(2003)年に、全ての県民の人権が尊重され、共存が図られる社会づくりにたゆまぬ努力を傾けていくことを決意し「栃木県人権尊重の社会づくり条例」を制定し、平成17(2005)年に「栃木県人権尊重の社会づくりに関する施策の基本方針」が策定されました。

また平成18(2006)年に「栃木県人権施策推進基本計画」が策定されました。平成23(2011)年から平成28(2016)年には「栃木県人権施策推進基本計画(改訂版)」に基づき、様々な人権施策を総合的に推進してきましたが、平成28(2016)年度に前計画の成果と課題を踏まえ、「栃木県人権施策推進基本計画(2016～2025)」が策定されました。

令和4(2022)年9月から性的指向や性自認にかかわらず、誰もが自分らしく生きることのできる社会の実現のため、「とちぎパートナーシップ宣誓制度」を導入しました。また、パートナーシップ宣誓者の利便性の向上を図るため、同年12月には茨城県及び群馬県と「パートナーシップ宣誓制度」に関する連携協定を締結し、令和7(2025)年3月には同様の制度を持つ自治体で構成するパートナーシップ宣誓制度自治体間連携ネットワークに加入しました。

### (4) 野木町の取り組み

本町では、昭和38(1963)年から法務大臣より任命を受けた人権擁護委員制度を活用して、地域に密着した人権普及活動を展開しています。現在は、5名の人権擁護委員と連携し、学校訪問や街頭における啓発、相談業務等の様々な活動を行っています。

また、同和問題について総合的かつ計画的な施策の推進を図るため、昭和53(1978)年から総務課に同和対策係(現在の生活環境課 人権・協働推進係)を設置し、同和対策事業に取り組んできました。

平成14(2002)年度には、野木町人権推進審議会を設置しました。これは、人権の啓発と教育の推進に関する基本方策について、実情に即した施策を確立し、人権尊重についての総合的かつ計画的な施策の推進を図るもので、町民に係る様々な人権問題に取り組んでいます。

平成18(2006)年3月には、人権教育・啓発推進法の趣旨を踏まえ、「人権教育・啓発推進野木町行動計画」を策定しました。

平成23(2011)年3月には、前年の調査結果等の現状を踏まえ、人権教育・啓発をさらに推進し、人権に関する課題の解消を目指すため、「野木町人権施策推進基本計画」を策定し、5年後の平成28(2016)年3月には、次期計画となる「第2次野木町人権施策推進基本計画」

を策定しました。さらに、令和3(2021)年3月には、町民を対象とした「人権施策推進に関する町民意識調査」を通じて広く町民に意見を求め、取り入れながら「第3次野木町人権施策推進基本計画」を策定しました。

平成31(2019)年4月には、保健師や社会福祉士、介護支援専門員などが常駐し、様々な相談にワンストップで対応する「野木町総合サポートセンター ひまわり館」をオープンしました。さらに令和7(2025)年4月には妊娠期から出産・子育て期まで、気軽に相談できる窓口として「こども家庭センター」が開設されました。

### 3 計画の位置づけ

本計画は、本町が町民とともに人権尊重を目指して、今後取り組むべき方針と施策の基本的な考え方を定めたもので、日本国憲法に定める基本的人権の考え方、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」、栃木県の「栃木県人権施策推進基本計画」に基づき策定したものです。

また、野木町総合計画の部門別計画の一つとして位置づけられています。

なお、本計画は、町民を対象とした「人権施策推進に関する町民意識調査」を通じて広く町民に意見を求め、取り入れながら策定したものです。

### 4 計画の期間

本計画の期間は、令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間とします。

ただし、実施状況や社会情勢の変化、新たな人権課題、国や栃木県の取組み等に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

| 令和3<br>(2021)<br>年度            | 令和4<br>(2022)<br>年度 | 令和5<br>(2023)<br>年度 | 令和6<br>(2024)<br>年度 | 令和7<br>(2025)<br>年度 | 令和8<br>(2026)<br>年度            | 令和9<br>(2027)<br>年度 | 令和10<br>(2028)<br>年度 | 令和11<br>(2029)<br>年度 | 令和12<br>(2030)<br>年度 |
|--------------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------------------|---------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| <b>第8次野木町総合計画<br/>(後期基本計画)</b> |                     |                     |                     |                     | <b>第9次野木町総合計画<br/>(前期基本計画)</b> |                     |                      |                      |                      |
| 平成28(2016)年度より                 |                     |                     |                     |                     | 令和17(2035)年度まで                 |                     |                      |                      |                      |
| <b>第3次野木町人権施策推進基本計画</b>        |                     |                     |                     |                     | <b>第4次野木町人権施策推進基本計画</b>        |                     |                      |                      |                      |
| 評価・改訂                          |                     |                     |                     |                     | 必要により適宜見直し                     |                     |                      |                      |                      |
|                                |                     |                     |                     |                     | 評価・改訂                          |                     |                      |                      |                      |

## 5 「SDGs」と本計画との関係

SDGs(エスディーゼーズ:Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標)とは、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」にて記載された国際目標で、平成28(2016)年から令和12(2030)年までの15年間で世界が達成すべきゴールを表したものです。

発展途上国のみならず先進国も対象となっており、持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットから構成されています。

世界中の国々が自国や世界の問題に取り組むことで、すべての人が尊厳を持って生きることができる、「誰一人取り残さない」世界を実現することを誓っています。

### SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS





## 第2章

### アンケート調査結果からみる現状と課題



## 第2章 アンケート調査結果からみる現状と課題

### 1 調査の概要

本調査は、「第4次野木町人権施策推進基本計画」を策定するにあたり、町民の人権に対する意識や町の施策等に対する意見を把握することを目的として実施しました。

#### (1)調査設計

|      |                                      |
|------|--------------------------------------|
| 調査対象 | 町内在住の16歳以上の方                         |
| 抽出方法 | 住民基本台帳に基づく各世代を無作為抽出                  |
| 調査方法 | 郵送配布・郵送回収                            |
| 調査期間 | 令和6(2024)年8月19日(月)～令和6(2024)年9月9日(月) |

#### (2)配布数及び回収数

| 配布数     | 回収数   | 有効回収数 | 有効回収率 |
|---------|-------|-------|-------|
| 1,500 件 | 433 件 | 433 件 | 28.9% |

#### (3)有効回収数の性別・年齢別内訳

##### 【性別】

| 項目     | 度数  | 構成比   |
|--------|-----|-------|
| 男性     | 195 | 45.0% |
| 女性     | 232 | 53.6% |
| 答えたくない | 1   | 0.2%  |
| 無回答    | 5   | 1.2%  |
| 回答者数   | 433 | 100%  |

##### 【年齢別】

| 項目      | 度数  | 構成比   |
|---------|-----|-------|
| 16～29 歳 | 38  | 8.8%  |
| 30 歳代   | 42  | 9.7%  |
| 40 歳代   | 55  | 12.7% |
| 50 歳代   | 68  | 15.7% |
| 60 歳代   | 113 | 26.1% |
| 70 歳以上  | 112 | 25.9% |
| 無回答     | 5   | 1.2%  |
| 回答者数    | 433 | 100%  |

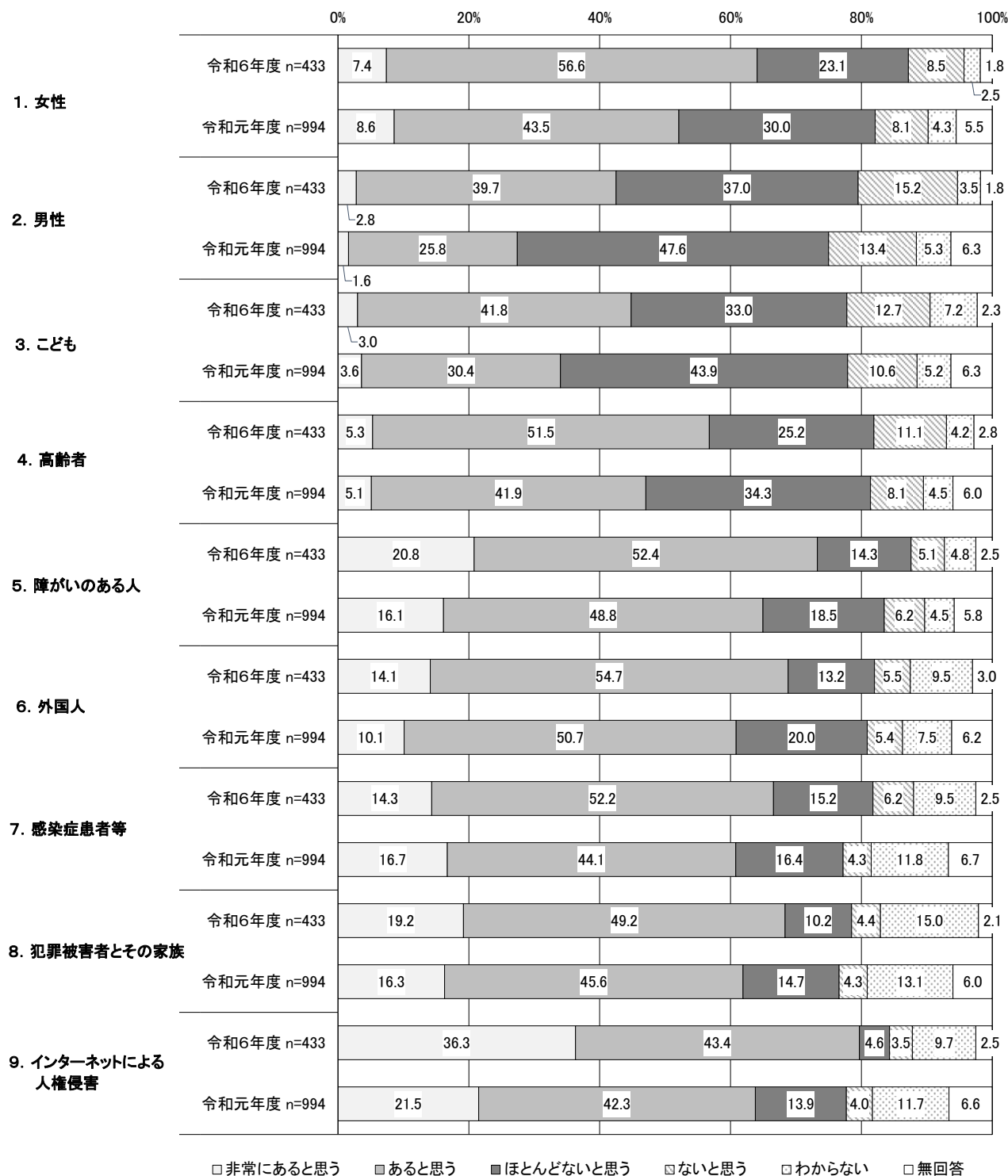
- 集計結果を百分率(%)で表す場合、小数点第2位を四捨五入し第1位までの表記としています。このため、百分率の合計が100にならない場合があります。
- 母数(n=●と表記)は、回答者全員が答えるべき設問については回答者数、条件付き設問については、その設問に答えるべき該当者の数としています。

## 2 調査結果概要

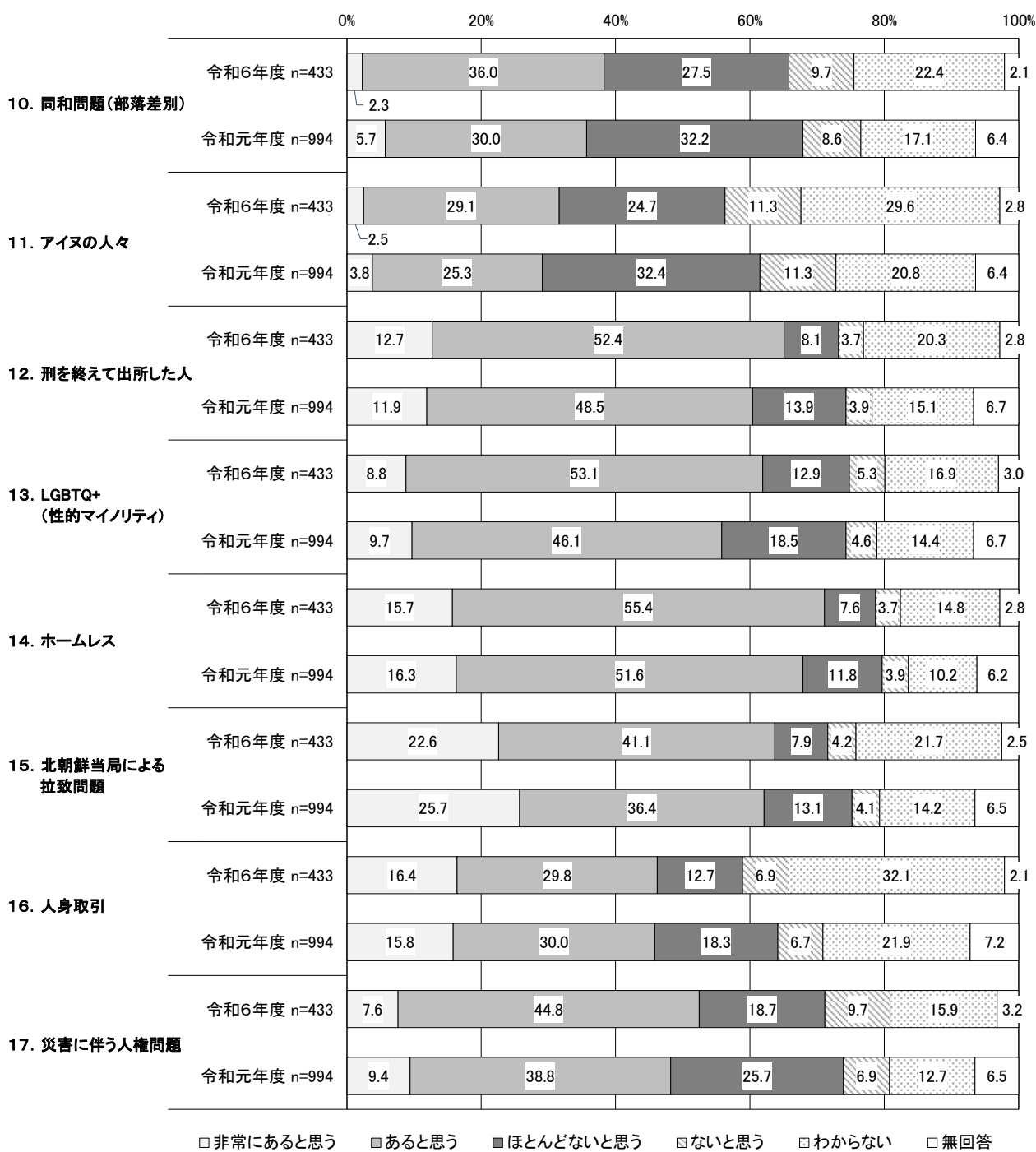
### (1)人権に対する考え・意識

#### (1)－1 人権侵害や差別の有無

- ◆ あなたは、現在の社会において、次のようなことに関する人権侵害や差別などがあると思いますか。



## 第2章 アンケート調査結果からみる現状と課題



- 『非常にあると思う』『あると思う』を合算すると「インターネットによる人権侵害」が 79.7%と最も高く、次いで「障がいのある人」が 73.2%、「ホームレス」が 71.1%となっています。
- 「同和問題(部落差別)」、「アイヌの人々」、「刑を終えて出所した人」、「北朝鮮当局による拉致問題」、「人身取引」では『わからない』がいずれも 20%を超えており、これらの問題を日常的に意識する機会の少なさを示唆している可能性があります。
- 前回調査と比較して、差が最も大きいのは、インターネットに関する人権侵害や差別等が『あると思う』が 15.9 ポイント、次に差が大きいのは、男性に関する人権侵害や差別等が『あると思う』が 15.1 ポイント増加しています。

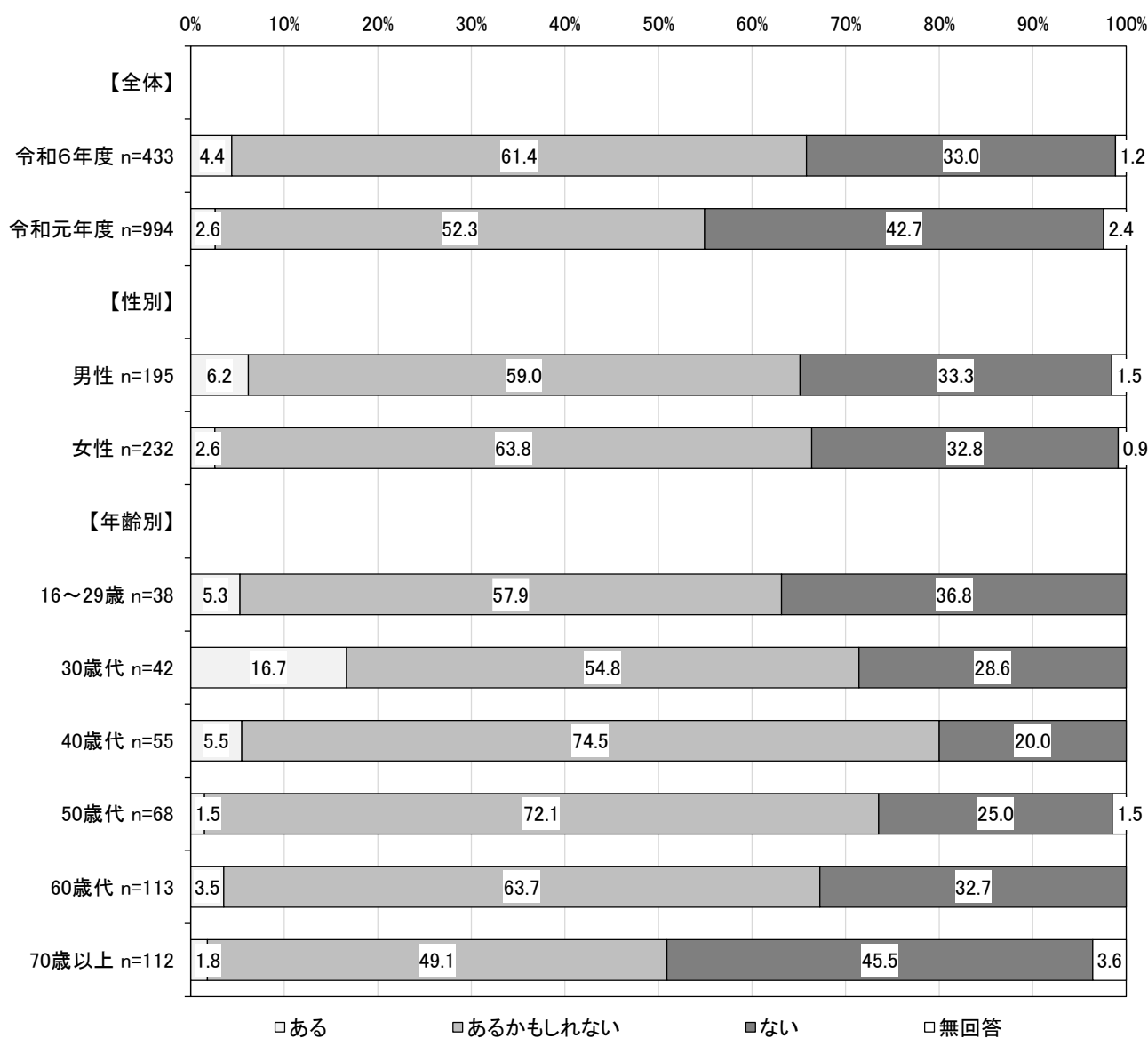
課題:人権問題の正しい知識と理解を深めるための啓発の強化



(2)人権侵害の経験

(2)－1 他人の人権侵害の有無

◆ あなたは、今までに他人の人権を侵害したことがあると思いますか。

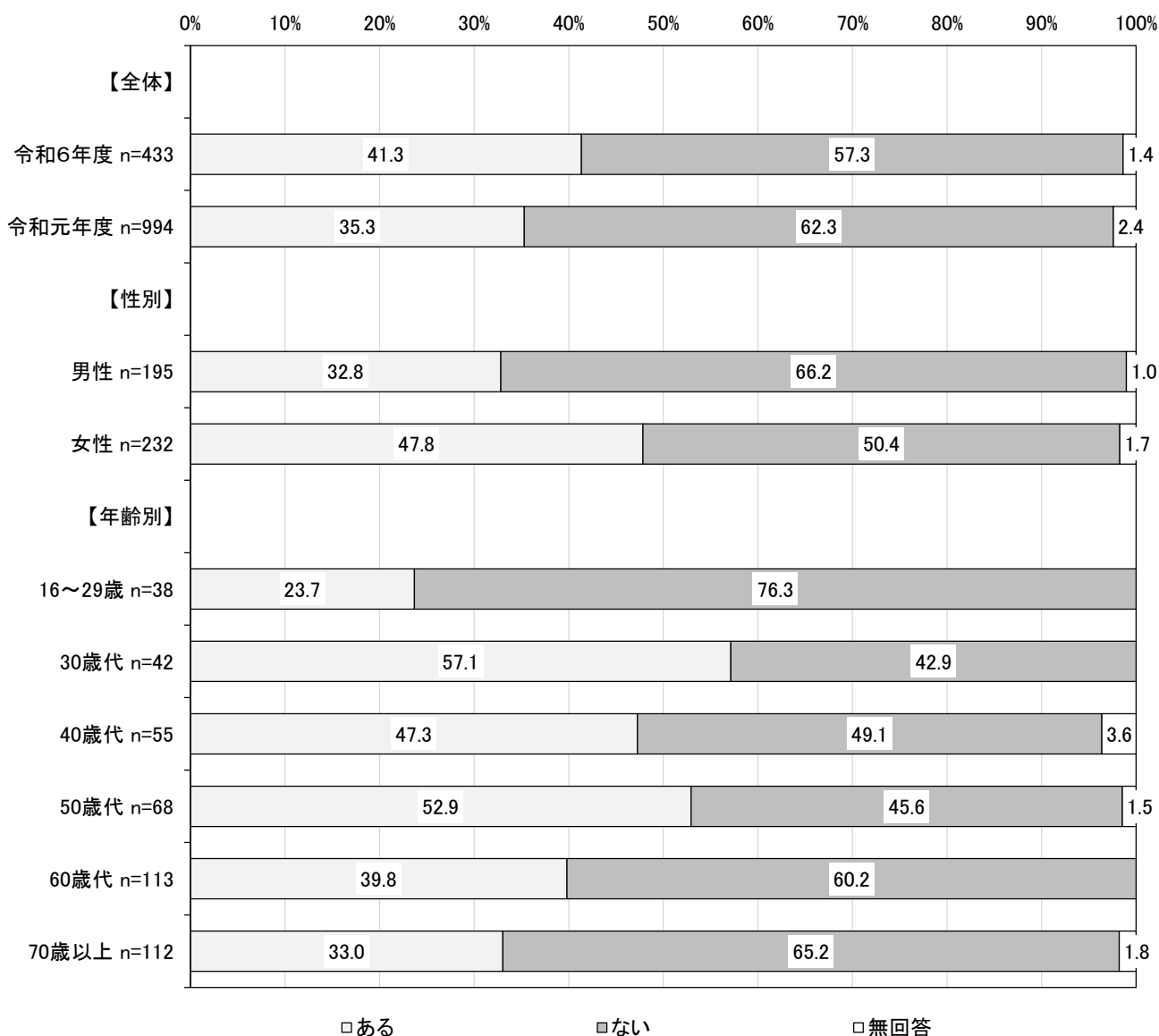


- 全体で見ると、『あるかもしれない』が 61.4%と最も高く、次いで『ない』が 33.0%、『ある』が 4.4%となっています。
- 前回調査と比較して『ない』が 9.7 ポイント減少しています。
- 性別で見ると、『あるかもしれない』と回答した方の割合は、男性では 59.0%、女性では 63.8%と、女性の方がやや高い傾向が見られました。
- 年齢別で見ると、40歳代、50歳代で『あるかもしれない』と回答した方の割合は7割台となっており、他の年齢と比較して高くなっています。

課題:他人を思いやる意識づくり

(2)–2 自分の人権侵害の有無

◆ あなたは、今までに、ご自分の人権が侵害されたと思ったことはありますか。



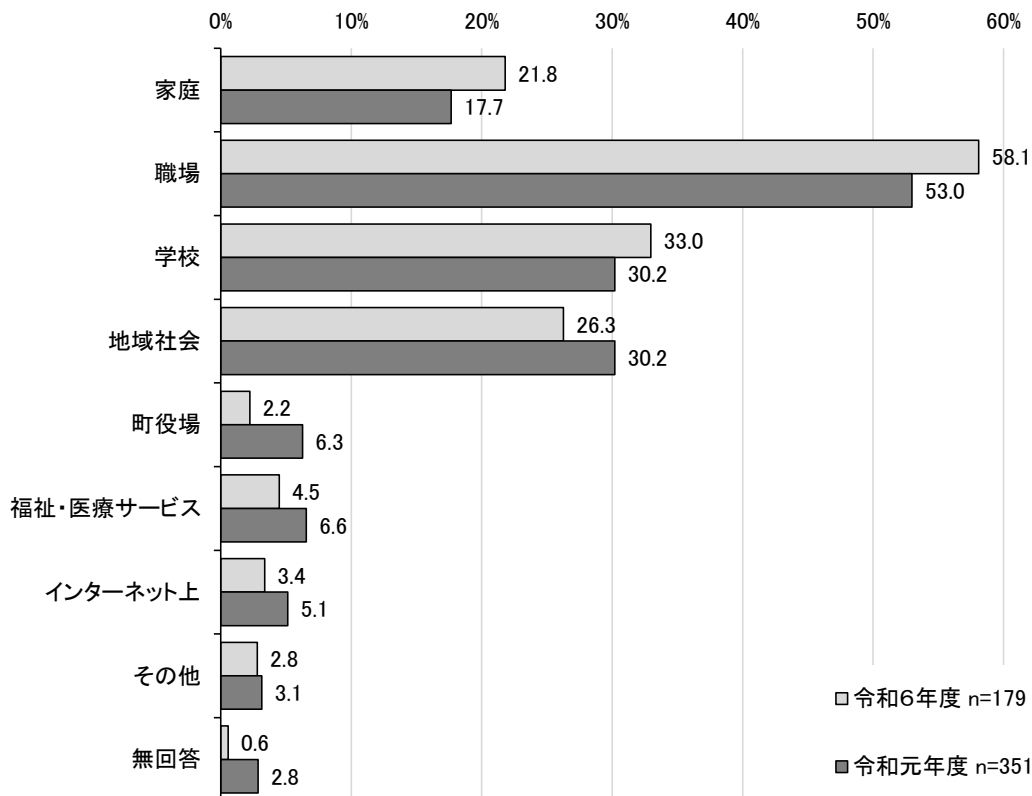
- 全体で見ると、『ある』が41.3%、『ない』が57.3%となっています。
- 前回調査と比較して『ある』が6.0ポイント増加しています。
- 性別で見ると、『ある』と回答した方の割合は、男性では32.8%である一方で、女性では47.8%となっています。
- 年齢別で見ると、30歳代、50歳代で『ある』と回答した方の割合は5割台となっており、16～29歳では、23.7%と他の年齢より低くなっています。

課題:人権を侵害されることのない環境づくり

(2)–3 人権を侵害された場所・場面

◆ あなたの人権が侵害されたと思ったのは、どのような場所・場面でしたか。

【全体】



|     |             | 家庭   | 職場   | 学校   | 地域社会 | 町役場 | 福祉・医療サービス | インターネット上 | その他 | 無回答 |
|-----|-------------|------|------|------|------|-----|-----------|----------|-----|-----|
| 全体  | 令和6年度 n=179 | 21.8 | 58.1 | 33.0 | 26.3 | 2.2 | 4.5       | 3.4      | 2.8 | 0.6 |
|     | 令和元年度 n=351 | 17.7 | 53.0 | 30.2 | 30.2 | 6.3 | 6.6       | 5.1      | 3.1 | 2.8 |
| 性別  | 男性 n=64     | 7.8  | 60.9 | 39.1 | 25.0 | 3.1 | 4.7       | 3.1      | 1.6 | 1.6 |
|     | 女性 n=111    | 29.7 | 55.9 | 28.8 | 27.9 | 1.8 | 4.5       | 3.6      | 3.6 | 0.0 |
| 年齢別 | 16～29歳 n=9  | 11.1 | 33.3 | 88.9 | 0.0  | 0.0 | 0.0       | 0.0      | 0.0 | 0.0 |
|     | 30歳代 n=24   | 33.3 | 50.0 | 75.0 | 20.8 | 4.2 | 8.3       | 8.3      | 4.2 | 0.0 |
|     | 40歳代 n=26   | 15.4 | 80.8 | 46.2 | 19.2 | 3.8 | 3.8       | 0.0      | 0.0 | 0.0 |
|     | 50歳代 n=36   | 22.2 | 61.1 | 33.3 | 19.4 | 2.8 | 8.3       | 5.6      | 0.0 | 0.0 |
|     | 60歳代 n=45   | 22.2 | 73.3 | 8.9  | 26.7 | 0.0 | 4.4       | 2.2      | 4.4 | 0.0 |
|     | 70歳以上 n=37  | 21.6 | 29.7 | 10.8 | 48.6 | 2.7 | 0.0       | 2.7      | 5.4 | 2.7 |

- 全体で見ると、「職場」が 58.1%と最も高く、次いで「学校」が 33.0%、「地域社会」が 26.3%となっています。
- 前回調査と比較して「職場」が 5.1 ポイント増加しています。
- 性別で見ると、男女ともに「職場」と回答した方の割合が高くなっています。一方で、女性では「職場」に次いで「家庭」と回答する割合が高く、男性との差が見られました。
- 年齢別で見ると、40 歳代の「職場」が 80.8%と高くなっており、年齢が下がるにつれ「学校」と回答した方の割合が高くなる傾向にあります。

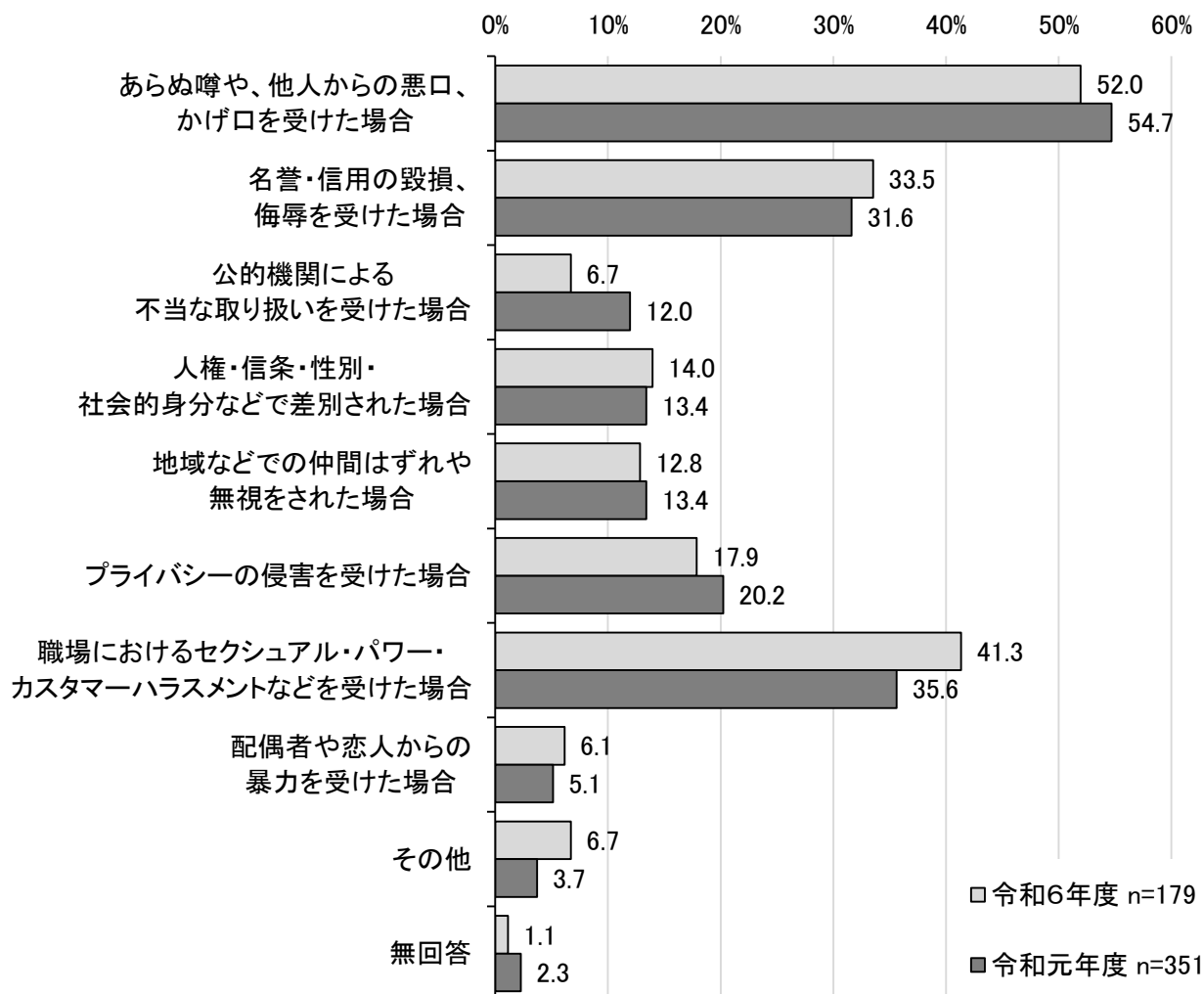
課題:職場・家庭・地域社会などのあらゆる場所における人権意識の醸成



(2)－4 人権を侵害された内容

◆ あなたの人権が侵害されたと思った時は、次のどのような場合でしたか。

【全体】



■ 第1位、■ 第2位、▨ 第3位

|     |             | 悪口、かげ口、他人からの | 名誉・信用の毀損、侮辱を | 公的機関による不当な | 取り扱いは受けた場合 | 人身などで差別された場合 | 人権・信条・性別・社会的 | 地域などで仲間はずれや | 無視をされた場合 | プライバシーの侵害を | 職場におけるハラスメント | などを受けた場合 | 配偶者や恋人からの暴力を | その他 | 無回答 |
|-----|-------------|--------------|--------------|------------|------------|--------------|--------------|-------------|----------|------------|--------------|----------|--------------|-----|-----|
| 全体  | 令和6年度 n=179 | 52.0         | 33.5         | 6.7        | 14.0       | 12.8         | 17.9         | 41.3        | 6.1      | 6.7        | 1.1          |          |              |     |     |
|     | 令和元年度 n=351 | 54.7         | 31.6         | 12.0       | 13.4       | 13.4         | 20.2         | 35.6        | 5.1      | 3.7        | 2.3          |          |              |     |     |
| 性別  | 男性 n=64     | 53.1         | 40.6         | 9.4        | 14.1       | 7.8          | 18.8         | 43.8        | 3.1      | 3.1        | 1.6          |          |              |     |     |
|     | 女性 n=111    | 51.4         | 30.6         | 5.4        | 14.4       | 16.2         | 18.0         | 38.7        | 8.1      | 8.1        | 0.9          |          |              |     |     |
| 年齢別 | 16～29歳 n=9  | 77.8         | 33.3         | 11.1       | 11.1       | 11.1         | 11.1         | 22.2        | 11.1     | 11.1       | 0.0          |          |              |     |     |
|     | 30歳代 n=24   | 75.0         | 45.8         | 4.2        | 25.0       | 12.5         | 20.8         | 41.7        | 8.3      | 4.2        | 0.0          |          |              |     |     |
|     | 40歳代 n=26   | 61.5         | 42.3         | 15.4       | 23.1       | 7.7          | 15.4         | 65.4        | 0.0      | 3.8        | 3.8          |          |              |     |     |
|     | 50歳代 n=36   | 44.4         | 22.2         | 2.8        | 11.1       | 13.9         | 19.4         | 52.8        | 8.3      | 2.8        | 0.0          |          |              |     |     |
|     | 60歳代 n=45   | 42.2         | 31.1         | 2.2        | 8.9        | 17.8         | 17.8         | 42.2        | 11.1     | 6.7        | 2.2          |          |              |     |     |
|     | 70歳以上 n=37  | 43.2         | 35.1         | 10.8       | 10.8       | 10.8         | 18.9         | 13.5        | 0.0      | 13.5       | 0.0          |          |              |     |     |

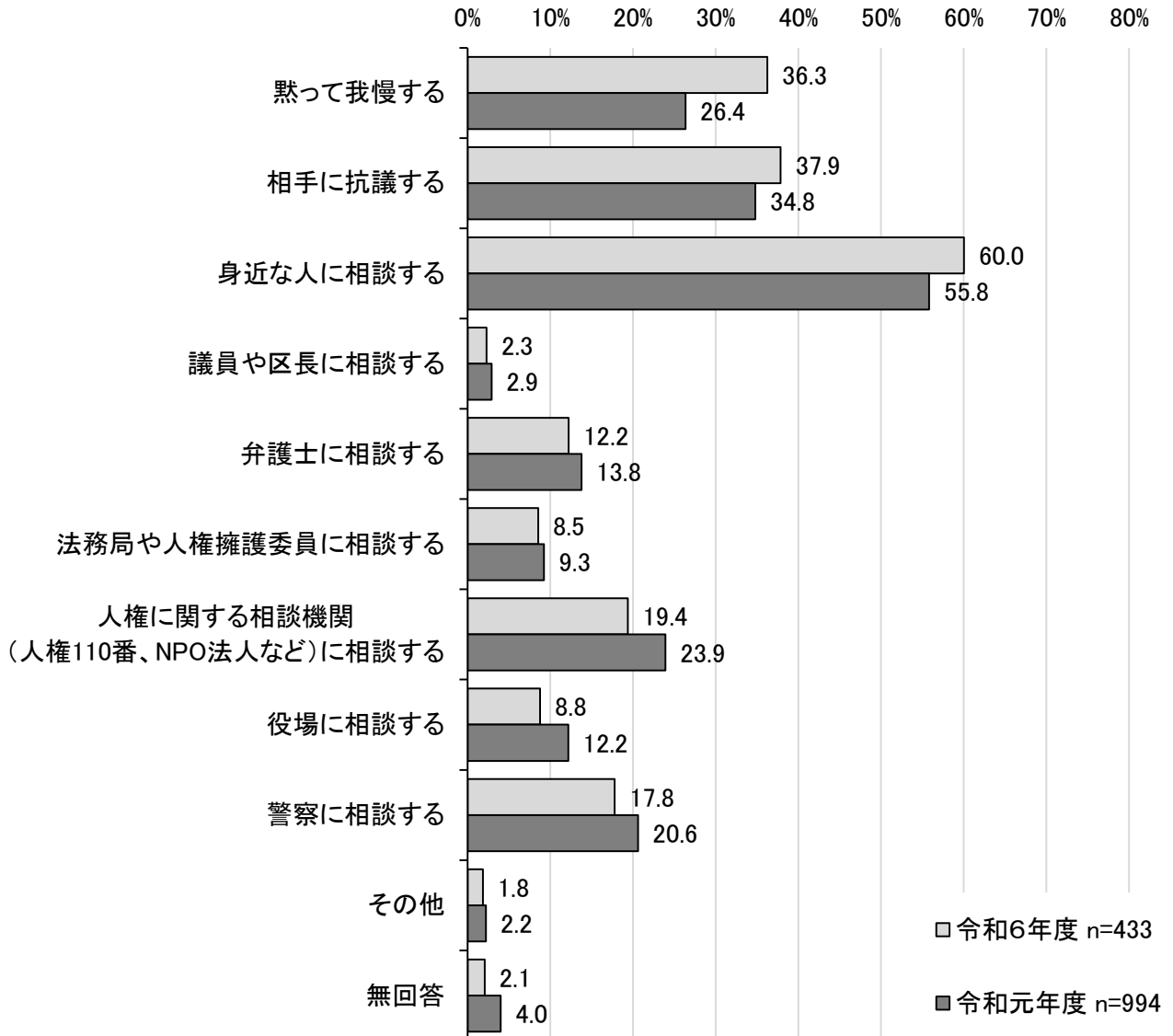
- 全体で見ると、「あらぬ噂や、他人からの悪口、かげ口を受けた場合」が 52.0%と最も高く、次いで「職場におけるセクシュアル・パワー・カスタマーハラスメントなどを受けた場合」が 41.3%、「名誉・信用の毀損、侮辱を受けた場合」が 33.5%となっています。
- 前回調査と比較して「職場におけるセクシュアル・パワー・カスタマーハラスメントなどを受けた場合」が 5.7 ポイント増加しています。
- 性別で見ると、「あらぬ噂や、他人からの悪口、かげ口を受けた場合」と回答した方の割合は、男性では 53.1%で、女性では 51.4%となっています。
- 年齢別で見ると、40 歳代で「職場におけるセクシュアル・パワー・カスタマーハラスメントなどを受けた場合」と回答した方の割合は 65.4%となっており、他の年齢と比較して高くなっています。

課題:町民一人ひとりの人権意識の醸成

(2)–5 人権を侵害された際の対応

◆ もし、あなたがお自分の人権を侵害された場合には、どのような対応をしますか。

【全体】



■ 第1位、■ 第2位、▨ 第3位

|     |             | 黙って我慢する | 相手に抗議する | 身近な人に相談する | 議員や区長に相談する | 弁護士に相談する | 法務局や人権擁護委員に相談する | 機関に関する相談 | 役場に相談する | 警察に相談する | その他 | 無回答 |
|-----|-------------|---------|---------|-----------|------------|----------|-----------------|----------|---------|---------|-----|-----|
| 全体  | 令和6年度 n=433 | 36.3    | 37.9    | 60.0      | 2.3        | 12.2     | 8.5             | 19.4     | 8.8     | 17.8    | 1.8 | 2.1 |
|     | 令和元年度 n=994 | 26.4    | 34.8    | 55.8      | 2.9        | 13.8     | 9.3             | 23.9     | 12.2    | 20.6    | 2.2 | 4.0 |
| 性別  | 男性 n=195    | 30.8    | 49.7    | 49.7      | 2.1        | 16.4     | 13.3            | 20.5     | 10.3    | 27.2    | 2.6 | 2.6 |
|     | 女性 n=232    | 40.9    | 28.0    | 68.5      | 2.2        | 9.1      | 4.7             | 18.5     | 7.8     | 10.3    | 1.3 | 1.7 |
| 年齢別 | 16～29歳 n=38 | 42.1    | 44.7    | 60.5      | 0.0        | 5.3      | 0.0             | 13.2     | 5.3     | 15.8    | 2.6 | 0.0 |
|     | 30歳代 n=42   | 50.0    | 52.4    | 69.0      | 0.0        | 16.7     | 14.3            | 9.5      | 4.8     | 16.7    | 4.8 | 0.0 |
|     | 40歳代 n=55   | 45.5    | 29.1    | 67.3      | 1.8        | 10.9     | 1.8             | 7.3      | 3.6     | 10.9    | 1.8 | 1.8 |
|     | 50歳代 n=68   | 39.7    | 48.5    | 66.2      | 0.0        | 13.2     | 8.8             | 20.6     | 16.2    | 23.5    | 0.0 | 1.5 |
|     | 60歳代 n=113  | 29.2    | 36.3    | 56.6      | 1.8        | 15.9     | 5.3             | 23.9     | 5.3     | 15.9    | 1.8 | 0.0 |
|     | 70歳以上 n=112 | 29.5    | 31.3    | 51.8      | 6.3        | 9.8      | 16.1            | 25.9     | 13.4    | 21.4    | 1.8 | 6.3 |

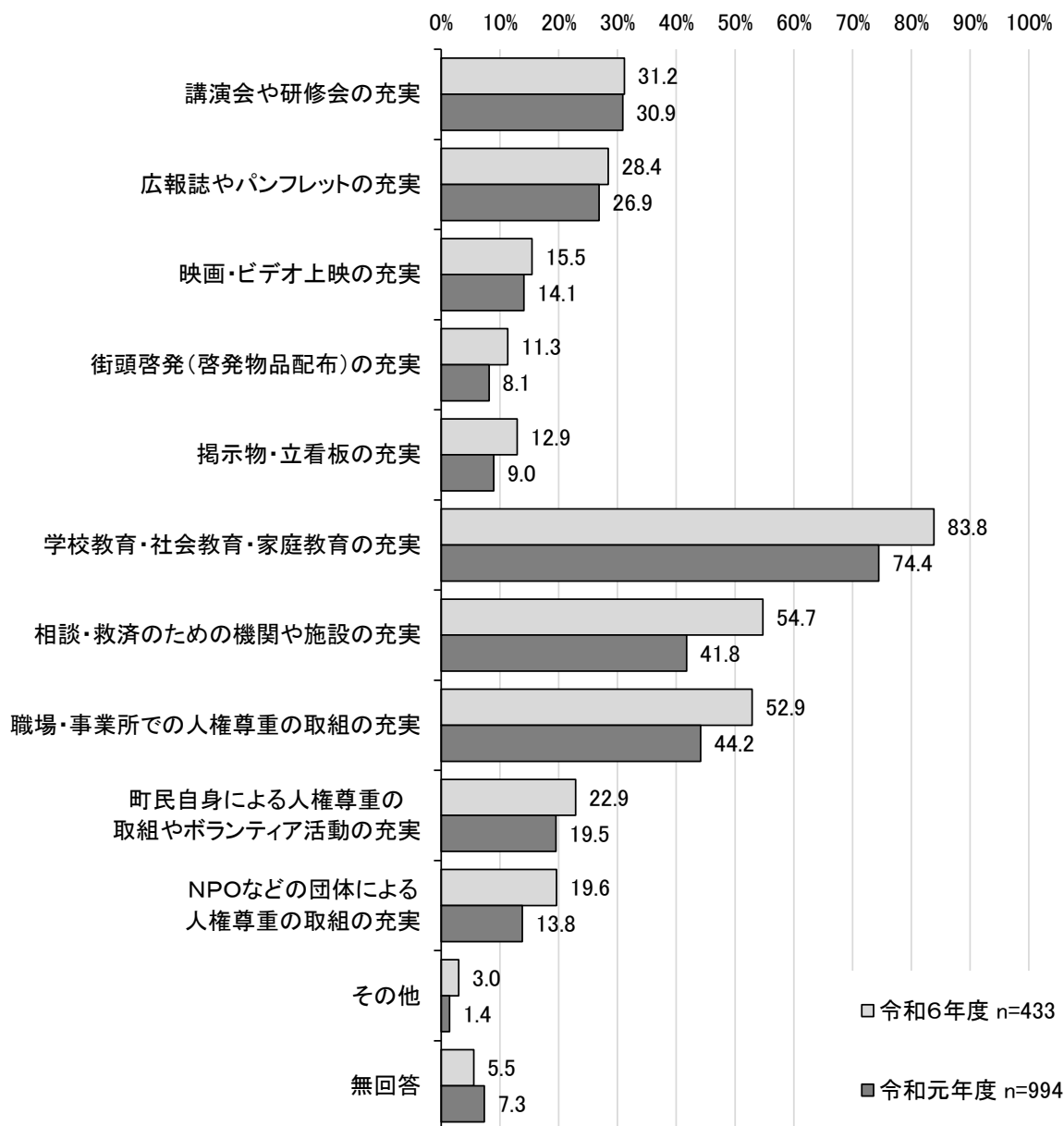
- 全体で見ると、「身近な人に相談する」が60.0%と最も高く、次いで「相手に抗議する」が37.9%、「黙って我慢する」が36.3%となっています。
- 前回調査と比較して「黙って我慢する」が9.9ポイント増加しています。
- 性別で見ると、「相手に抗議する」と回答した方の割合は、男性では49.7%である一方で、女性では28.0%となっています。
- 年齢別で見ると、40歳代で「相手に抗議する」と回答した方の割合は29.1%となっており、他の年齢と比較して低くなっています。

課題:相談しやすい環境づくりと周知の強化

(3) 人権尊重社会の実現のための取組み

◆ 人権が尊重された社会をつくるためには、今後どのようなことを行う必要があると思いますか。

【全体】



## 第2章 アンケート調査結果からみる現状と課題

■ 第1位、■ 第2位、▨ 第3位

|     |             | 講演会や研修会の充実 | 広報誌やパンフレットの充実 | 映画・ビデオ上映の充実 | 街頭啓発（啓発物品配布）の充実 | 掲示物・立看板の充実 | 学校教育・社会教育・家庭教育の充実 | 相談・救済のための機関や施設の充実 | 職場・事業所での人権尊重の取組の充実 | 取組の充実 | やボランティア活動の充実<br>町民自身による人権尊重の取組 | 人権尊重の取組の充実<br>NPOなどの団体による | その他  | 無回答 |
|-----|-------------|------------|---------------|-------------|-----------------|------------|-------------------|-------------------|--------------------|-------|--------------------------------|---------------------------|------|-----|
| 全体  | 令和6年度 n=433 | 31.2       | 28.4          | 15.5        | 11.3            | 12.9       | 83.8              | 54.7              | 52.9               | 22.9  | 19.6                           | 3.0                       | 5.5  |     |
|     | 令和元年度 n=994 | 30.9       | 26.9          | 14.1        | 8.1             | 9.0        | 74.4              | 41.8              | 44.2               | 19.5  | 13.8                           | 1.4                       | 7.3  |     |
| 性別  | 男性 n=195    | 31.8       | 28.7          | 13.8        | 14.9            | 16.9       | 85.1              | 54.4              | 52.3               | 24.1  | 23.1                           | 2.1                       | 5.1  |     |
|     | 女性 n=232    | 30.2       | 28.0          | 16.4        | 7.8             | 9.5        | 82.8              | 54.3              | 53.0               | 22.0  | 16.8                           | 3.4                       | 6.0  |     |
| 年齢別 | 16～29歳 n=38 | 23.7       | 28.9          | 18.4        | 7.9             | 18.4       | 84.2              | 57.9              | 60.5               | 21.1  | 21.1                           | 2.6                       | 7.9  |     |
|     | 30歳代 n=42   | 23.8       | 23.8          | 16.7        | 7.1             | 14.3       | 88.1              | 66.7              | 54.8               | 14.3  | 14.3                           | 11.9                      | 2.4  |     |
|     | 40歳代 n=55   | 16.4       | 16.4          | 12.7        | 12.7            | 14.5       | 80.0              | 49.1              | 60.0               | 9.1   | 12.7                           | 1.8                       | 10.9 |     |
|     | 50歳代 n=68   | 29.4       | 22.1          | 11.8        | 5.9             | 13.2       | 85.3              | 63.2              | 57.4               | 22.1  | 20.6                           | 4.4                       | 1.5  |     |
|     | 60歳代 n=113  | 30.1       | 29.2          | 14.2        | 8.8             | 7.1        | 84.1              | 50.4              | 52.2               | 21.2  | 16.8                           | 1.8                       | 3.5  |     |
|     | 70歳以上 n=112 | 44.6       | 39.3          | 18.8        | 18.8            | 16.1       | 83.0              | 50.9              | 42.9               | 36.6  | 26.8                           | 0.9                       | 8.0  |     |

- 全体で見ると、「学校教育・社会教育・家庭教育の充実」が 83.8%と最も高く、次いで「相談・救済のための機関や施設の充実」が 54.7%、「職場・事業所での人権尊重の取組の充実」が 52.9%となっています。
- 前回調査と比較して「相談・救済のための機関や施設の充実」が 12.9 ポイント増加しています。
- 性別で見ると、「学校教育・社会教育・家庭教育の充実」と回答した方の割合は、男性で 85.1%、女性で 82.8%と、いずれも高い割合を示しています。
- 年齢別で見ると、すべての年齢で「学校教育・社会教育・家庭教育の充実」と回答した方の割合が最も高くなっています。

課題：学校等での人権教育の充実、相談支援や広報・啓発活動の充実

### 3 アンケート調査結果からみる課題

以下が本町の人権施策推進における課題となります。

- 人権問題の正しい知識と理解を深めるための啓発の強化
- 他人を思いやる意識づくり
- 人権を侵害されることのない環境づくり
- 職場・家庭・地域社会などのあらゆる場所における人権意識の醸成
- 町民一人ひとりの人権意識の醸成
- 相談しやすい環境づくりと周知の強化
- 学校等での人権教育の充実、相談支援や広報・啓発活動の充実

こうした課題の解決に向け、本計画では第3章において基本理念を定め、第4章において本町の施策をまとめました。





## 第3章

### 計画の基本的な考え方



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念



誰もが心豊かに暮らせる社会の実現を目指して

人権とは、私たちが幸せに生きるための権利で、人種や民族、性別を超えて誰にでも認められる基本的な権利であり、一人ひとりに備わったものです。しかし現状では、家庭や地域、学校、職場等、日常生活の様々な場面で、差別に悩み人権を侵害されている人がいます。

人は誰でも、人として尊重され、人間らしく生きる権利を持っています。一人ひとりが人に対する思いやりを持ち、お互いに人間らしい生き方を尊重することを目標として、「誰もが心豊かに暮らせる社会の実現を目指して」を基本理念とします。

### 2 分野別施策

基本理念や第2章で述べた課題等を踏まえ、国の「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」及び栃木県の「栃木県人権施策推進基本計画」に基づき、国や栃木県が人権に関する課題として掲げている項目にならない、本町の分野別施策とします。

#### 【 分野別施策 】

#### 【 基本理念 】

誰もが心豊かに暮らせる  
社会の実現を目指して

1. 女性
2. こども
3. 高齢者
4. 障がいのある人
5. 同和問題(部落差別)
6. インターネット等による人権侵害
7. LGBTQ+(多様な性のあり方)
8. 感染症患者等
9. 外国人
10. 犯罪被害者とその家族
11. 刑を終えて出所した人
12. アイヌの人々
13. ホームレス
14. 北朝鮮当局による拉致問題
15. 人身取引
16. 大規模災害の被災者・避難者



## 第4章

### 分野別施策



## 第4章 分野別施策

平成27(2015)年に国連で採択された合意文書「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、17の持続可能な開発目標(SDGs)を令和12(2030)年までに達成することが公約されています。その合意文書の前文では、「誰一人取り残さないこと」が宣言されていることから明らかなように、SDGsの基盤には人権尊重という理念があります。

すなわち、各国や各地域・自治体の中で、貧困や格差をなくしていくこと、教育や福祉、医療や保健といったサービスが受けられること、十分な食料や安全な飲料水が手に入ること、働きがいのある人間らしい仕事をする事、気候変動や自然災害に耐えうるまちづくりを進めること、豊かな生態系や自然環境が守られること、そして、あらゆる形態の暴力や搾取がないこと。これらはすべて地方の行政組織としても取り組むべき重要な課題であるとともに、各部署の業務はすべて人権を尊重することと密接に関係していることを意味しています。

さらに、合意文書は世界人権宣言や国連憲章などにのっとり、人種や性別、言語や宗教、国籍や出自、貧富や障がいの有無に関係なく、すべての人の人権と基本的な自由が尊重されるべきだと述べています。そして、社会の中で脆弱な立場に置かれてきた女性や子ども(特に女兒)をはじめ、若者や高齢者、障がいのある人、HIV／エイズと共に生きる人々、先住民族、難民や移民などの能力を強化することを訴えています。

こうした国際的な動向や人権意識の高まりを理解しながら、本章では日本社会や私たちの地域社会の中で脆弱な立場に置かれてきた人々の人権の現状と課題、今後の施策について考えます。

|                      |    |
|----------------------|----|
| 1. 女性                | 34 |
| 2. 子ども               | 36 |
| 3. 高齢者               | 39 |
| 4. 障がいのある人           | 42 |
| 5. 同和問題(部落差別)        | 45 |
| 6. インターネット等による人権侵害   | 47 |
| 7. LGBTQ+ (多様な性のあり方) | 49 |
| 8. 感染症患者等            | 51 |
| 9. 外国人               | 52 |
| 10. 犯罪被害者とその家族       | 54 |
| 11. 刑を終えて出所した人       | 54 |
| 12. アイヌの人々           | 55 |
| 13. ホームレス            | 55 |
| 14. 北朝鮮当局による拉致問題     | 56 |
| 15. 人身取引             | 56 |
| 16. 大規模災害の被災者・避難者    | 57 |



1. 女性

◆ 現状と課題



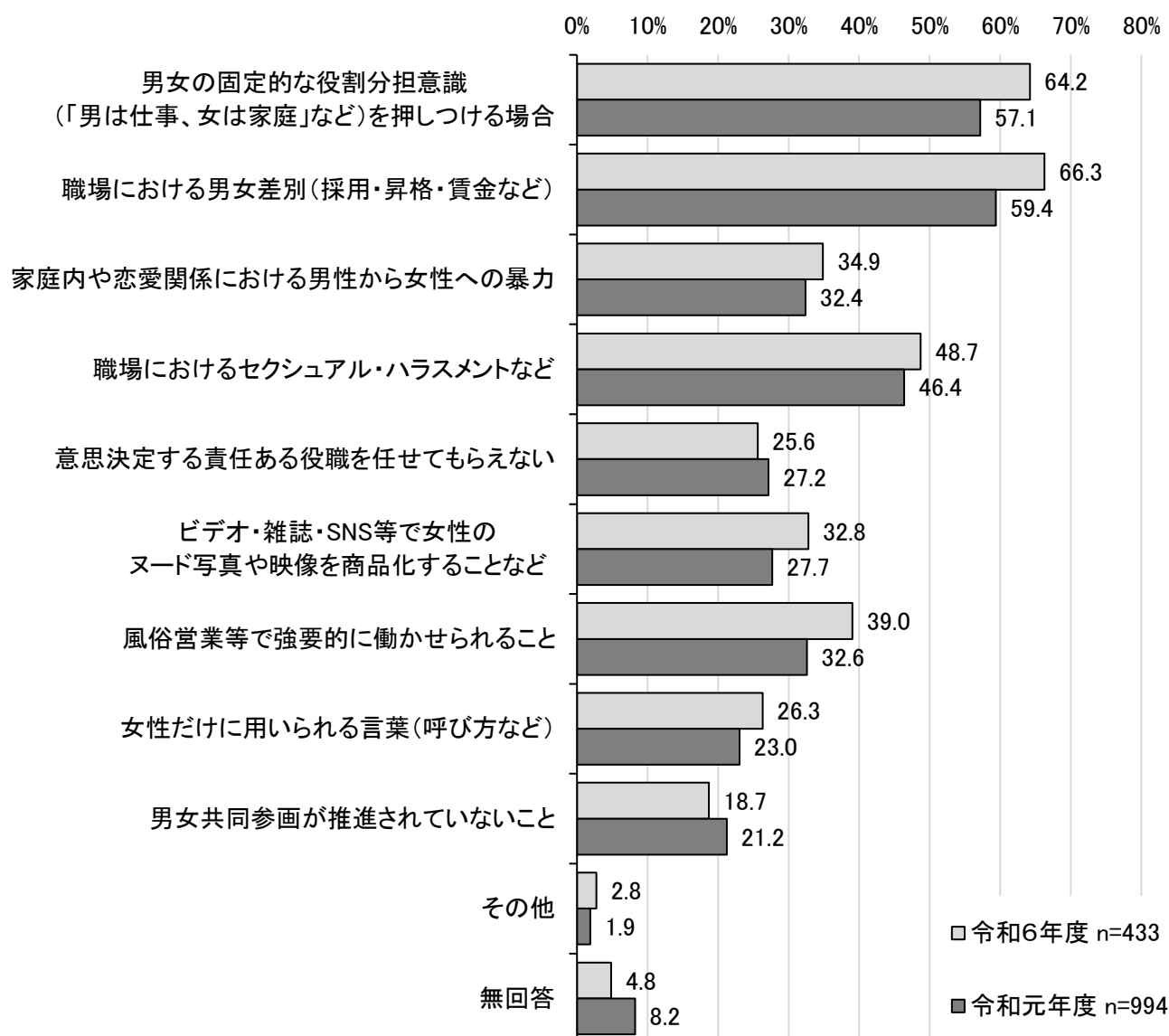
国では男女平等の観点から、男性も女性も、ともに個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するため、多くの法整備を行い、女性の社会進出を進めているものの、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)は根強く残されています。また、令和5(2023)年には、すべての女性や女児のエンパワーメントを盛り込んだG7ジェンダー平等大臣共同声明(日光声明)が採択され、男女共同参画に関する気運の高まりが見られます。

また、配偶者等からのDV(ドメスティック・バイオレンス)や、デートDV、職場でのセクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等のような女性に多い人権に関する問題が存在しています。これらの問題に限らず、生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化した女性の課題に対応するために令和6(2024)年に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されました。

男女が良きパートナーとして、お互いに理解し合い、性別に関係なく、個性と能力を十分に発揮できる社会の実現に向けて、意識改革にどう取り組んでいくかが課題となっています。

| 施策の方向                       | 施策内容                          | 事業  | 担当課                             |
|-----------------------------|-------------------------------|---|---------------------------------|
| 1. 女性の人権の確立と、固定的性別役割分担意識の解消 | ①DVや性別をもとにした人権侵害防止に向けた啓発活動の推進 | ・啓発活動<br>・DV防止に関する講演会やセミナー等の開催                              | 生活環境課                           |
|                             |                               | ・虐待防止等対策庁内連絡会議の開催   | 生活環境課<br>住民課<br>健康福祉課<br>こども教育課 |
|                             | ②人権相談体制の推進                    | ・人権相談の実施  | 生活環境課                           |
| 2. 女性の多様な生き方への支援            | ①多様な働き方、学習の場の環境づくりの推進         | ・男女共同参画講演会・映画会の開催<br>・男女共同参画推進事業所の認定<br>・ワーク・ライフ・バランスの推進・啓発 | 生活環境課                           |
|                             |                               | ・公民館講座の開催   | 生涯学習課                           |
|                             | ②女性団体連絡協議会等との連携               | ・野木町男女共同参画審議会の開催<br>・野木町女性会議の開催                             | 生活環境課                           |
|                             |                               | ・女性団体連絡協議会への活動支援  | 生涯学習課                           |

Q. 女性に関することからで、人権が守られていないのはどのような場合だと思いますか。(あてはまるものすべてに○)



女性に関することからで、人権が守られていないのはどのような場合だと思うかについては、「職場における男女差別(採用・昇格・賃金など)」が 66.3%と最も高く、次いで「男女の固定的な役割分担意識(「男は仕事、女は家庭」など)を押しつける場合」が 64.2%、「職場におけるセクシュアル・ハラスメントなど」が 48.7%となっています。

前回調査と比較して「男女の固定的な役割分担意識(「男は仕事、女は家庭」など)を押しつける場合」が 7.1 ポイント増加しています。

## 2. こども

### ◆ 現状と課題



急速な少子化や核家族化、また、共働き世帯の増加等により、こどもを取り巻く環境は、日々大きく変化しています。特に近年では「こどもの貧困」が深刻な社会問題として議論されるようになってきました。厚生労働省の令和4(2022)年公表の国民生活基礎調査によれば、こどもの貧困率は11.5%で、約9人に1人のこどもが「相対的貧困」の状態にあると報告されています。さらに、家庭内のケアや家事の担い手が減ったことにより家事や家族の世話などを日常的に行う「ヤングケアラー」の問題が顕在化しました。

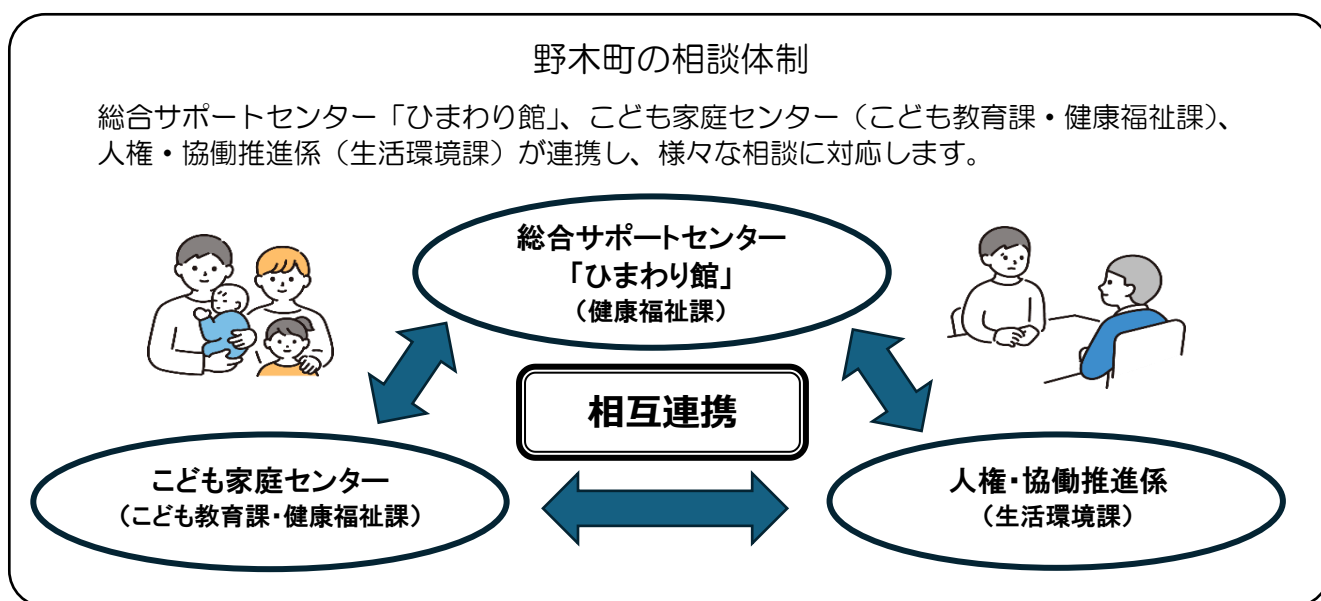
家庭においては、保護者が子育ての負担や不安などから児童虐待を引き起こすという問題が発生しており、児童相談所における児童虐待の相談対応件数は多い状況にあります。学校では、いじめや不登校、地域社会においては、地域のつながりの希薄化などにより、社会性の欠如が問題になっています。また、スマートフォン等の普及やSNSに触れる機会の増加により、SNSやインターネット上のいじめなどの問題が発生しています。

こうした問題を解消するため、家庭や学校以外の「こどもの居場所」を作り、地域の人と人とのつながりの中で、孤立を防ぐ取組みも見られるようになりました(こども食堂等)。

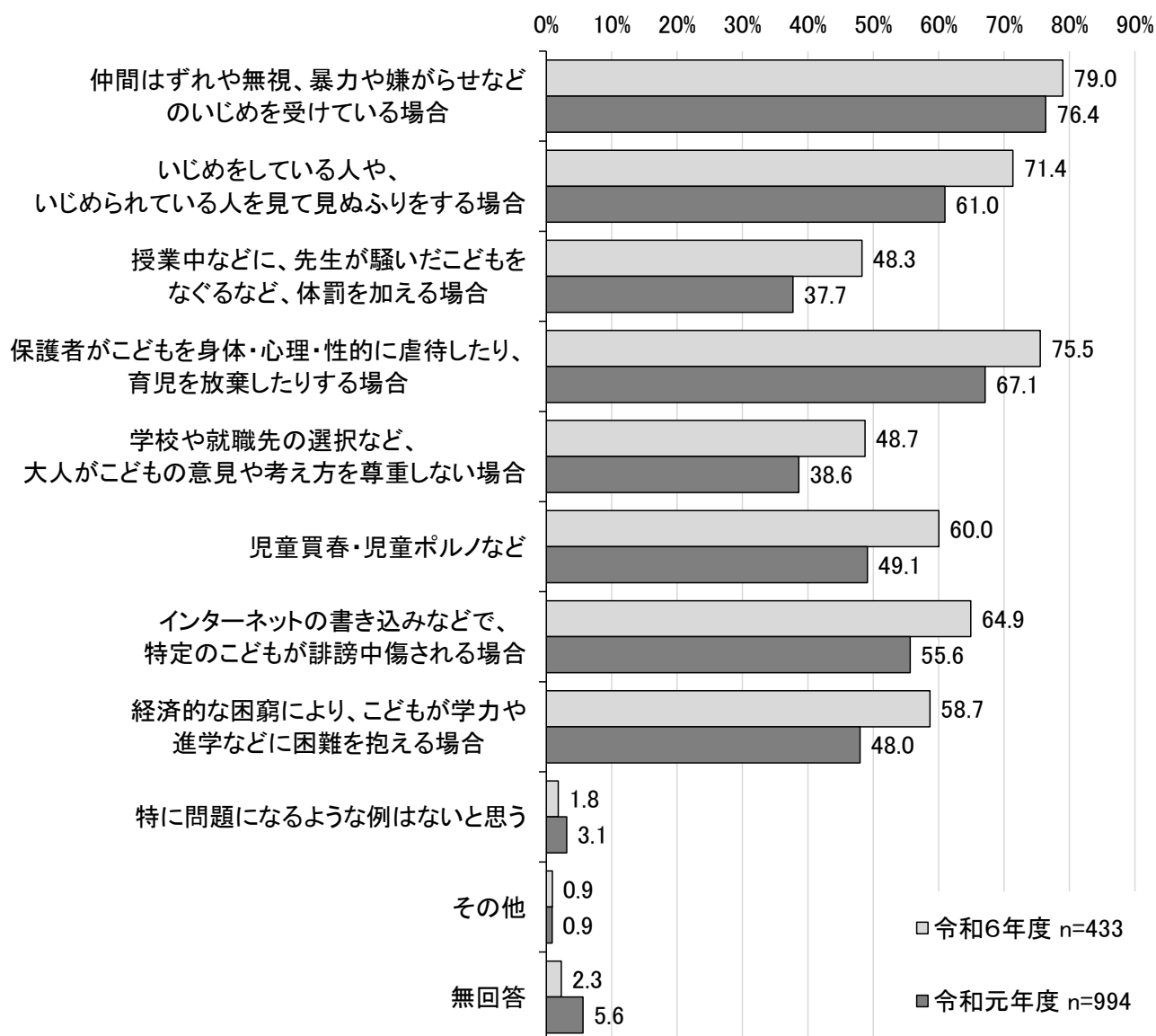
今後は益々、学校、家庭、地域社会等が互いに連携を図り、それぞれの機能を十分発揮し、こどもの人権尊重と人権の擁護に向けた取組みを推進し、適切に対応していくことが大きな課題となっています。

| 施策の方向          | 施策内容                            | 事業   | 担当課    |
|----------------|---------------------------------|--|--------|
| 1. こどもの健全育成の推進 | ①こどもを対象とした人権教育、こどもの人権を尊重した教育の推進 | ・民生委員児童委員活動(こどもまつりの開催、保育園行事等への参加協力等)<br>・社会を明るくする運動の実施                               | 健康福祉課  |
|                |                                 | ・人権の花運動及び人権の花贈呈式の実施<br>・人権講話の実施  | 生活環境課  |
|                |                                 | ・野木町教育研究会による教育研修<br>・いじめに関する講演会やいじめ撲滅会議の実施、啓発活動の実施<br>・人権教育の実施<br>・学校への人権作文、ポスター等の募集 | こども教育課 |
|                |                                 | ・人権啓発カレンダーの作成<br>・家庭教育学級の実施  | 生涯学習課  |

| 施策の方向                   | 施策内容          | 事業   | 担当課                             |
|-------------------------|---------------|--|---------------------------------|
| 1. こどもの健全育成の推進          | ②相談体制の充実      | ・こどもの人権110番の周知<br>・SOSミニレターの配布   | 生活環境課                           |
|                         |               | ・こどもに関する総合相談窓口(こども家庭センター)の設置及び周知<br>・教育相談の実施<br>・あすなろ教室の実施<br>・幼児ことばの教室の実施         | こども教育課<br>(こども家庭センター)<br>健康福祉課  |
|                         |               | ・総合相談窓口(ひまわり館)の充実  | 健康福祉課<br>(ひまわり館)                |
| 2. 児童虐待防止及び保護を要する児童への支援 | ①児童虐待防止対策の充実  | ・妊産婦・こどもに関する総合相談窓口(こども家庭センター)の設置及び周知<br>・広報やホームページ、SNS等及びイベント等での啓発活動<br>・計画的な支援の実施 | こども教育課<br>(こども家庭センター)<br>健康福祉課  |
|                         |               | ・虐待防止等対策庁内連絡会議の開催  | 生活環境課<br>住民課<br>健康福祉課<br>こども教育課 |
|                         | ②保護を要する児童への支援 | ・民生委員児童委員活動(児童養護施設でのボランティア活動)  | 健康福祉課                           |
|                         |               | ・要保護児童対策地域協議会の開催<br>・関係機関との連携による支援   | こども教育課                          |



Q. こどもに関することからで、人権が守られていないのはどのような場合だと思いますか。(あてはまるものすべてに○)



こどもに関することからで、人権が守られていないのはどのような場合だと思うかについては、「仲間はずれや無視、暴力や嫌がらせなどのいじめを受けている場合」が 79.0%と最も高く、次いで「保護者がこどもを身体・心理・性的に虐待したり、育児を放棄したりする場合」が 75.5%、「いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをする場合」が 71.4%となっています。

前回調査と比較して「児童買春・児童ポルノなど」が 10.9 ポイント増加しています。

## 3. 高齢者

## ◆ 現状と課題



本町の高齢者人口は年々増加し、高齢化率も上昇傾向にあります。高齢化が進む中、高齢者夫婦のみの世帯、一人暮らしの高齢者や寝たきり・認知症などによる要介護状態の高齢者など、社会的な支援を必要とする高齢者の増加が予測されます。

SDGs実施指針においても、8つの優先分野の一つとして、健康・長寿の達成が掲げられており、自治体の役割の重要性が指摘されています。一方、高齢者については、身体的・心理的な虐待、経済的虐待や、詐欺や悪徳商法などによる消費者被害、財産管理や遺産相続に関するトラブルなど依然として人権問題が深刻な状況にあります。

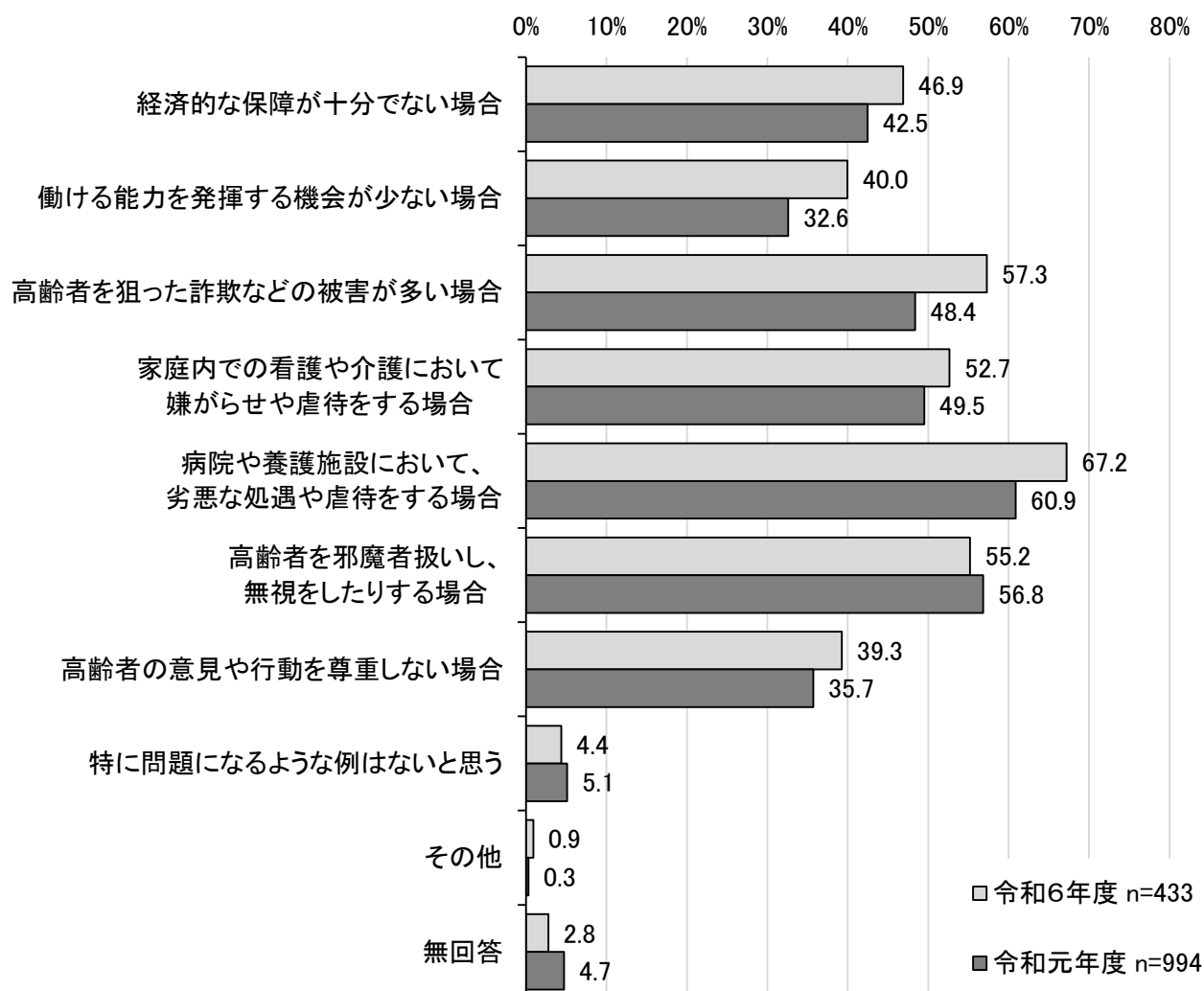
このため、要介護高齢者に対する各種サービスの充実、寝たきりにならないための介護予防教室、就労やボランティアの機会の確保、相談窓口や権利擁護の充実など、高齢者が安心して自立した生活を送ることができるよう、地域社会で支えあう事業への取組みが必要となっています。

| 施策の方向                      | 施策内容                   | 事業                             | 担当課          |
|----------------------------|------------------------|--------------------------------|--------------|
| 1. 多様な生き方や、生きがい・健康づくりへの支援  | ①生涯学習及び社会参加の拡大         | ・公民館講座の開催                      | 生涯学習課        |
|                            | ②学校における高齢者福祉教育の推進      | ・高齢者との交流<br>・高齢者疑似体験の実施        | こども教育課       |
|                            | ③社会参加活動の推進             | ・ボランティア、町民団体等の活動に関する情報提供及び参加支援 | 生活環境課        |
| 2. 安全に暮らせる環境づくりと自立した生活への支援 | ①ユニバーサルデザインを取り入れた環境の整備 | ・公共施設のユニバーサルデザインの導入            | 関係各課         |
|                            | ②安全に暮らせる環境づくり          | ・全国地域安全活動の啓発                   | 総務課          |
|                            |                        | ・安全・安心見守りネットワーク事業の実施           | 健康福祉課        |
|                            | ③相談体制の充実               | ・人権相談の実施                       | 生活環境課        |
|                            |                        | ・消費生活相談の実施                     | 産業振興課        |
|                            |                        | ・心配ごと相談の実施                     | 社会福祉協議会      |
|                            |                        | ・総合相談窓口(ひまわり館)の充実              | 健康福祉課(ひまわり館) |

| 施策の方向                             | 施策内容              | 事業                                | 担当課                         |
|-----------------------------------|-------------------|-----------------------------------|-----------------------------|
| 3. 権利擁護及び<br>高齢者虐待<br>防止対策の<br>充実 | ①権利擁護の支援          | ・成年後見制度支援の実施<br>・総合相談支援(ひまわり館)の実施 | 健康福祉課<br>(ひまわり館)<br>社会福祉協議会 |
|                                   | ②高齢者虐待防止対策<br>の充実 | ・高齢者虐待相談の実施<br>・ケース会議の開催          | 健康福祉課                       |



Q. 高齢者に関することからで、人権が守られていないのはどのような場合だと思いますか。(あてはまるものすべてに○)



高齢者に関することからで、人権が守られていないのはどのような場合だと思うかについては、「病院や養護施設において、劣悪な処遇や虐待をする場合」が67.2%と最も高く、次いで「高齢者を狙った詐欺などの被害が多い場合」が57.3%、「高齢者を邪魔者扱いし、無視をしたりする場合」が55.2%となっています。

前回調査と比較して「高齢者を狙った詐欺などの被害が多い場合」が8.9ポイント増加しています。

4. 障がいのある人



◆ 現状と課題

我が国は、国連の「障害者の権利に関する条約」の締結から平成26(2014)年1月の条約批准まで、国内法の整備を行い、この間、平成23(2011)年に「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」が制定され(平成24(2012)年10月施行)、平成25(2013)年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が制定されました(平成28(2016)年4月施行)。さらに、令和6(2024)年4月に障害者差別解消法が改正され、行政機関等だけでなく事業者による合理的配慮の提供が義務付けられました。

このように法や制度の整備が進み、障がいに対する理解は進んできていますが、依然として、障がいのある人に対する偏見や差別、いじめ、虐待などの人権問題は後を絶ちません。

障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いが人格と個性を尊重しあい、認め合う共生・持続可能な社会を実現するためには、差別や偏見といった人の心の中にある障壁が取り払われ、障がいの特性や障がいのある人について社会全体で十分に理解されなければなりません。

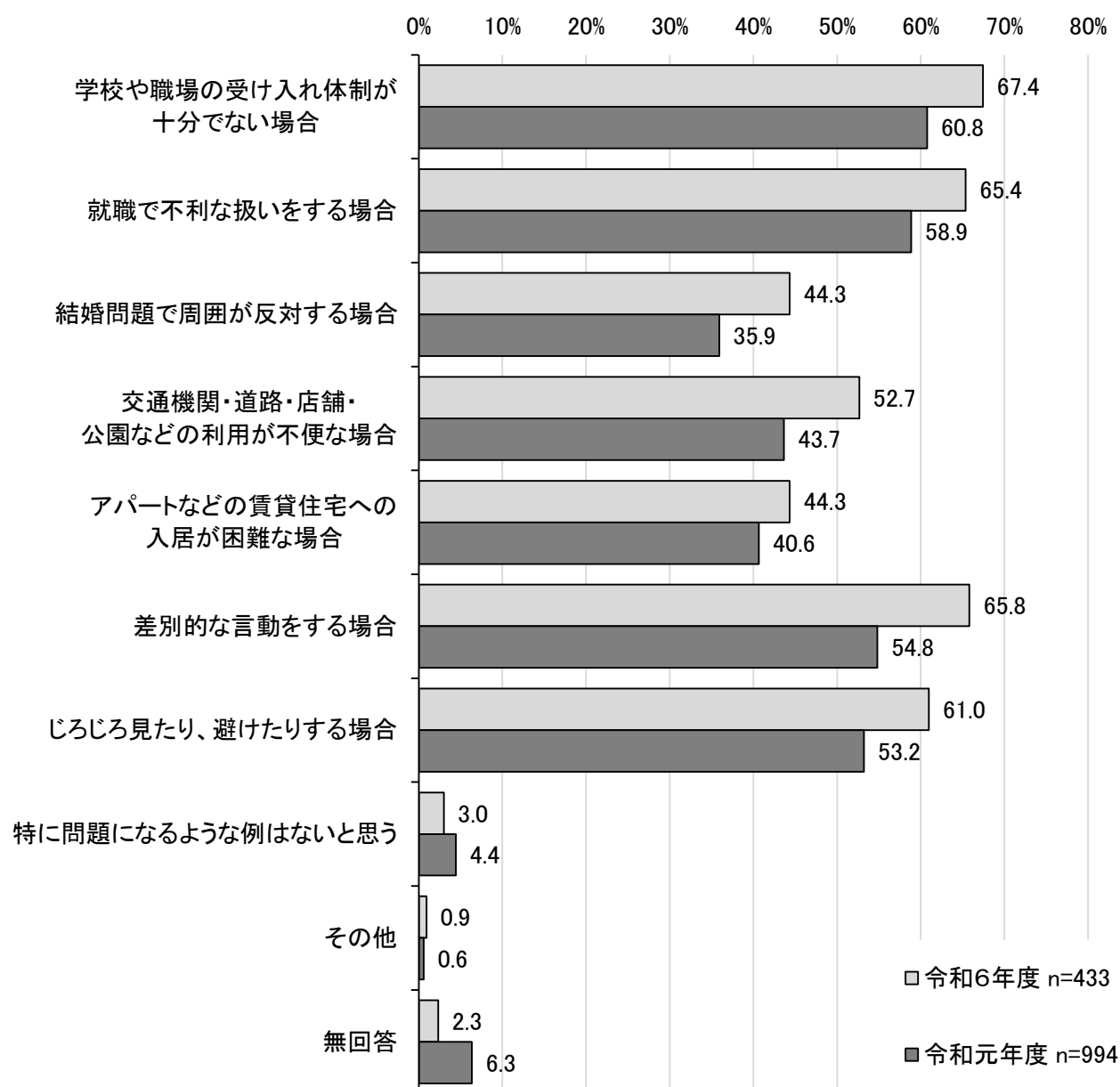
このような問題を解決するために学校や家庭、職場、地域などの様々な場において、偏見や差別を解消する継続的な取り組みが必要です。

| 施策の方向                   | 施策内容                     | 事業  | 担当課          |
|-------------------------|--------------------------|---|--------------|
| 1. 教育の充実及び交流・ふれあいの促進    | ①障がいや障がいのある人に対する認識と理解の促進 | ・福祉施設との交流<br>・手話、点字ボランティアの方との交流<br>・車いす等疑似体験の実施 | こども教育課       |
| 2. 障がいのある人に配慮したまちづくりの推進 | ①ユニバーサルデザインを取り入れた環境の整備   | ・公共施設のユニバーサルデザインの導入                             | 関係各課         |
| 3. 自立と社会参加の支援           | ①雇用・就労機会の充実              | ・公共職業安定所等との連携                                   | 産業振興課        |
|                         | ②社会参加活動の促進               | ・ボランティア、町民団体等の活動に関する情報提供及び参加支援                  | 生活環境課        |
| 4. 権利擁護体制の充実            | ①相談体制の充実                 | ・障がい者虐待防止センターによる支援<br>・障がい者相談支援事業の実施            | 健康福祉課        |
|                         |                          | ・総合相談窓口(ひまわり館)の充実                               | 健康福祉課(ひまわり館) |
|                         |                          | ・人権相談の実施  | 生活環境課        |

| 施策の方向        | 施策内容           | 事業                                | 担当課              |
|--------------|----------------|-----------------------------------|------------------|
| 4. 権利擁護体制の充実 | ②権利擁護の支援       | ・総合相談支援(ひまわり館)の実施<br>・成年後見制度支援の実施 | 健康福祉課<br>(ひまわり館) |
|              | ③障がい者虐待防止対策の充実 | ・ケース会議の開催                         | 健康福祉課            |



Q. 障がいのある人に関することから、人権が守られていないのはどのような場合だと思いますか。  
(あてはまるものすべてに○)



障がいのある人に関することから、人権が守られていないのはどのような場合だと思うかについては、「学校や職場の受け入れ体制が十分でない場合」が67.4%と最も高く、次いで「差別的な言動をする場合」が65.8%、「就職で不利な扱いをする場合」が65.4%となっています。

前回調査と比較して「差別的な言動をする場合」が11.0ポイント増加しています。

5. 同和問題(部落差別)



◆ 現状と課題

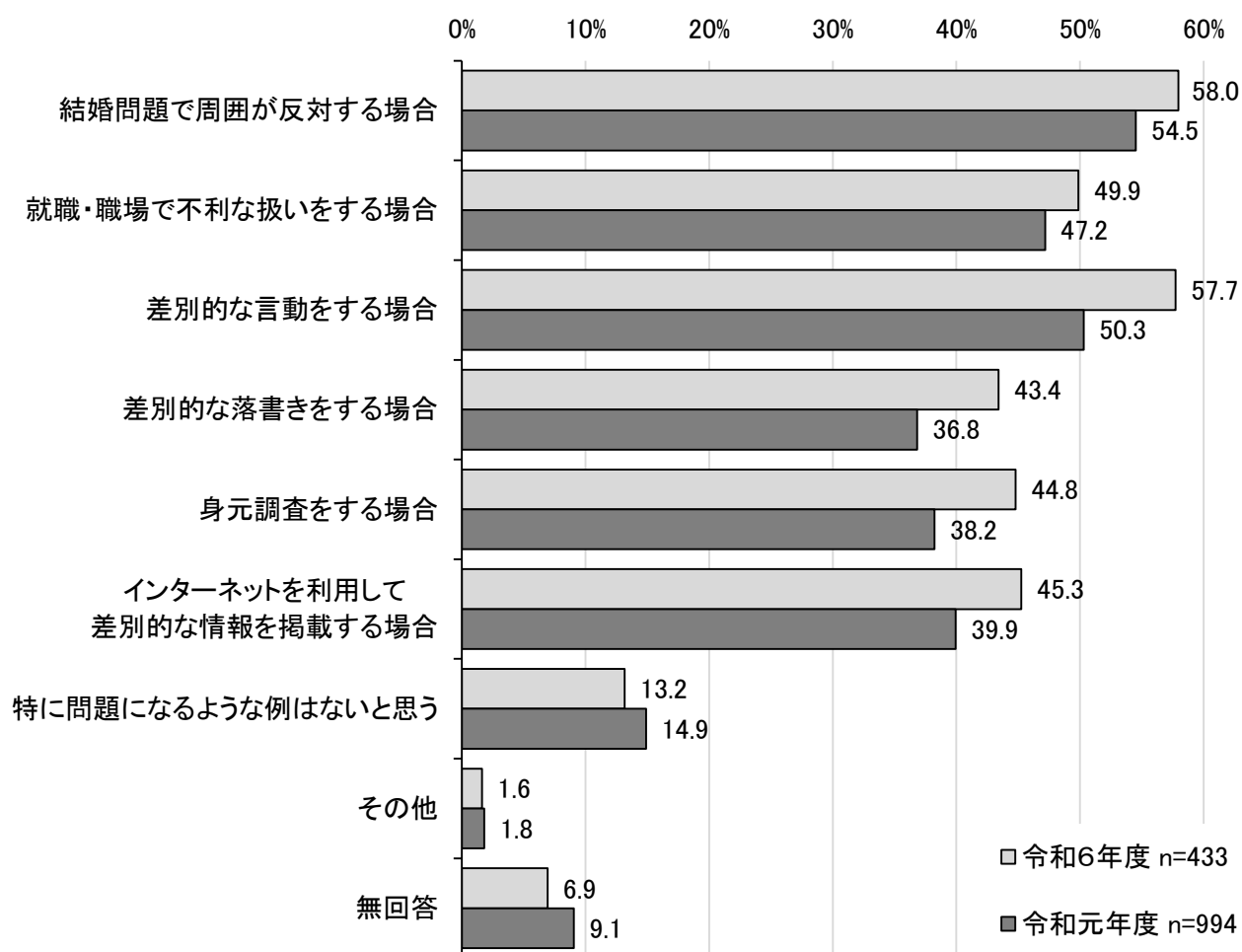
同和問題(部落差別)は、日本社会の歴史的過程で形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が、日本国憲法により保証された基本的人権を侵害されているという、深刻で我が国固有の重大な人権問題です。

この問題を解決するため、国は様々な対策事業や啓発活動を実施してきましたが、今もなお偏見や差別意識は根強く残り、特定の地域の出身であることや、そこに住んでいることを理由に結婚や就職等で差別を受けるなど理不尽な人権侵害が生じています。また、情報化の進展に伴い、インターネットを通じた部落差別も生じており、状況が大きく変化しています。この問題を解消することが重要な課題となっています。

平成28(2016)年に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」では、現在も部落差別が存在していると認識し、解消することが重要な課題であり、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実や強化を図り、部落差別解消を推進することとしています。

| 施策の方向                    | 施策内容                         | 事業                         | 担当課    |
|--------------------------|------------------------------|----------------------------|--------|
| 1. 人権を尊重する教育・啓発の推進と環境の整備 | ①学校教育や生涯学習等を通じた教育・啓発活動と環境の整備 | ・人権に関する講演会・研修会への町民及び町職員の参加 | 生活環境課  |
|                          |                              | ・住環境の維持管理                  | 都市整備課  |
|                          |                              | ・人権教育の実施                   | こども教育課 |
|                          |                              | ・家庭教育学級の実施                 | 生涯学習課  |
| 2. 指導者の資質向上のための研修        | ①専門講座によるリーダーの養成              | ・人権に関する講演会・研修会への町職員の参加     | 生活環境課  |

Q. 同和問題(部落差別)に関することからで、人権が守られていないのはどのような場合だと思いますか。  
(あてはまるものすべてに○)



同和問題(部落差別)に関することからで、人権が守られていないのはどのような場合だと思うかについては、「結婚問題で周囲が反対する場合」が 58.0%と最も高く、次いで「差別的な言動をする場合」が 57.7%、「就職・職場で不利な扱いをする場合」が 49.9%となっています。

前回調査と比較して「差別的な言動をする場合」が 7.4 ポイント増加しています。

## 6. インターネット等による人権侵害

## ◆ 現状と課題



現在、インターネットは私たちの日常生活の中にも大きく入り込んでおり、こどもから高齢者までパソコンやスマートフォン等の様々な情報機器を通じて容易に幅広く利用されています。インターネットは利用者に大きな利便性をもたらす一方で、匿名掲示板やSNS等において他人への誹謗中傷、他人の個人情報を勝手に公開する、差別を助長する表現の使用など、様々な人権問題が多数発生する原因にもなっています。

こどもたちの間でも、スマートフォンやパソコンから誹謗中傷の言葉や他のこどもの個人情報をインターネット上の掲示板やブログなどに書き込んだり、メールやSNSで送ったりしてけんかやいじめに発展するなど、こどもの人権に関する深刻な問題が起こっています。

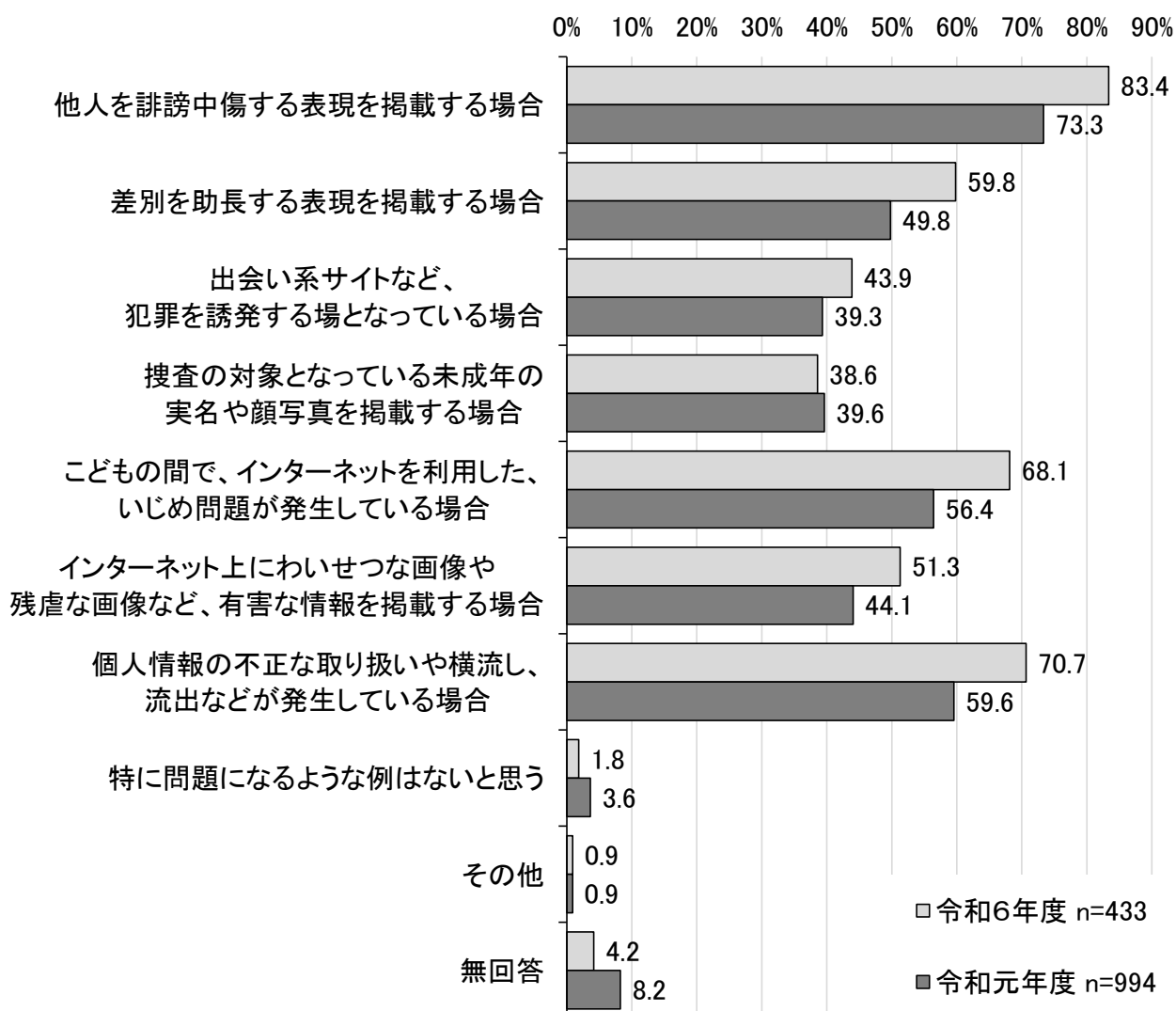
インターネットは匿名性が高いことにより、他人の人権を無視した行動が起こりやすくなります。また、インターネットは情報の拡散の速度も速いため、一度インターネット上に出た個人情報等は完全に消すことができません。このインターネットの匿名性の高さ及び情報の拡散速度の速さにより、インターネットによる人権侵害は全国的な社会問題になっています。

令和4(2022)年、インターネット上の誹謗中傷などによる人権侵害について、より円滑に被害者を救済するため、通称「プロバイダ責任制限法」を改正し、開示請求できる範囲の見直し、新たな裁判手続きを創設するなどの見直しが行われました。また、令和6(2024)年の改正により、誹謗中傷等のインターネット上の違法、有害情報に対処するため、大規模プラットフォーム事業者に対する対応の迅速化や運用状況の透明化を義務付け、名称を通称「情報流通プラットフォーム対処法」へ改正されました。

しかし、「相談先が分からない」といった、被害を受けた時に適切な対応を取るための知識や手段に対する情報提供が不十分といった課題もあります。

| 施策の方向                      | 施策内容                                    | 事業                          | 担当課    |
|----------------------------|---|-----------------------------|--------|
| 1. インターネット等の適正な利用に関する教育・啓発 | ①インターネット等の危険性の理解、情報の発信等における責任とモラルの周知・啓発 | ・情報モラル教室の実施や各教科等の授業等を通じて実施  | こども教育課 |
|                            |   | ・ボランティアによるパソコン初心者対象相談室の開催支援 | 生涯学習課  |
|                            |   | ・インターネット事業者等による講話の周知        | 生活環境課  |
| 2. 権利侵害への理解促進と対応の周知        | ①対処法と法的措置の周知                            | ・消費生活相談の実施                  | 産業振興課  |
|                            |   | ・情報モラル教室の実施や各教科等の授業等を通じて実施  | こども教育課 |

Q. インターネットによる人権侵害に関することがらで、人権が守られていないのはどのような場合だと思いますか。(あてはまるものすべてに○)



インターネットによる人権侵害に関することがらで、人権が守られていないのはどのような場合だと思うかについては、「他人を誹謗中傷する表現を掲載する場合」が 83.4%と最も高く、次いで「個人情報の不正な取り扱いや横流し、流出などが発生している場合」が 70.7%、「こどもの間で、インターネットを利用した、いじめ問題が発生している場合」が 68.1%となっています。

前回調査と比較して「こどもの間で、インターネットを利用した、いじめ問題が発生している場合」が 11.7 ポイント増加しています。

## 7. LGBTQ+ (多様な性のあり方)



## ◆ 現状と課題

性は、生物学的な性(体の性)、性自認(心の性)、性的指向(恋愛・性愛の対象)、性表現(服装や言葉遣いなど)の4つの要素からなっており、その組み合わせは人によって様々です。

男性が男性を、女性が女性を好きになることや体の性と心の性が一致しないなどのLGBTQ+、いわゆる性的少数者の人たちは、性の区分を前提にした社会生活上の制約を受けるなど様々な困難を強いられたり、周囲の心ない好奇の目にさらされたりして苦しんでいます。

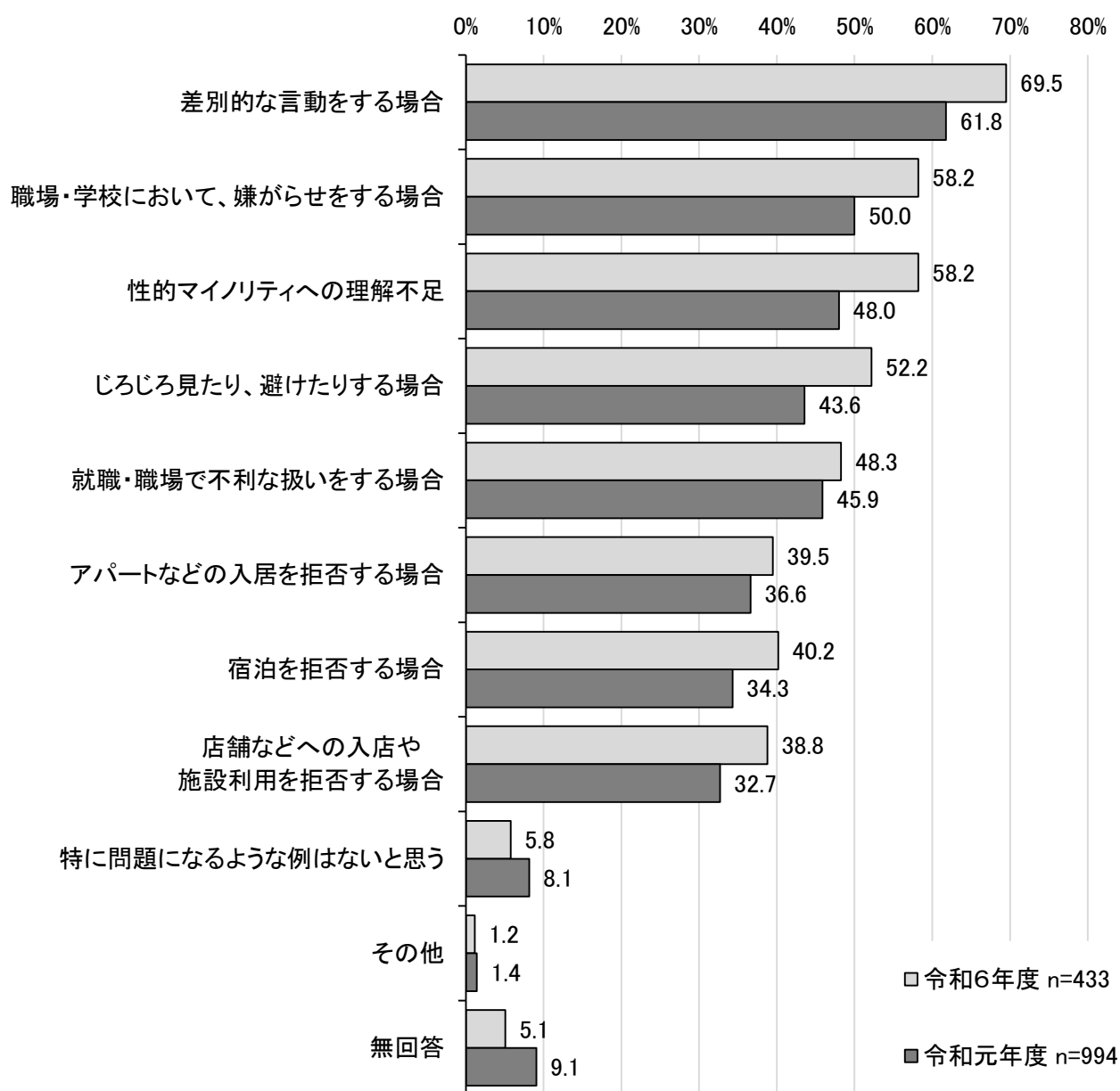
性的少数者については、社会的に十分理解されていないため、国は性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現のために令和5(2023)年に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」を制定しました。

また同性間の結婚については、様々な見解や意見が分かれており、我が国ではいまだに認められていません。多様な価値観を認め合い、すべての人が自分らしく生きることができる社会の実現を目指して、野木町では、令和4(2022)年4月から「野木町パートナーシップ宣誓制度」を導入しました。

性的少数者への偏見や差別を助長する興味本位の扱いは、まだまだ残っているのが現状です。

| 施策の方向                 | 施策内容                        | 事業                                  | 担当課   |
|-----------------------|-----------------------------|-------------------------------------|-------|
| 1. 正しい理解と啓発の推進        | ①多様な媒体を通じた情報提供、相談体制の充実      | ・広報やホームページ、SNS等による周知啓発<br>・人権相談の実施  | 生活環境課 |
| 2. 性的少数者に配慮した環境づくりの推進 | ①公共、教育施設等の整備                | ・公共施設におけるユニバーサルデザイン導入先進自治体の情報収集及び検討 | 関係各課  |
|                       |                             | ・性的少数者に対応した健康診断時における環境整備            | 健康福祉課 |
|                       | ②申請書等の unnecessary 性別表記の見直し | ・各申請書等の記載事項の修正                      | 関係各課  |
|                       | ③パートナーシップ制度の周知              | ・広報やホームページ、SNS等による周知活動              | 生活環境課 |

Q. LGBTQ+ (性的マイノリティ)に関することから、人権が守られていないのはどのような場合だと思いますか。(あてはまるものすべてに○)



LGBTQ+ (性的マイノリティ)に関することから、人権が守られていないのはどのような場合だと思うかについては、「差別的な言動をする場合」が 69.5%と最も高く、次いで「職場・学校において、嫌がらせをする場合」「性的マイノリティへの理解不足」がともに 58.2%となっています。

前回調査と比較して「性的マイノリティへの理解不足」が 10.2 ポイント増加しています。

## 8. 感染症患者等

### ◆ 現状と課題



エイズ(後天性免疫不全症候群)やハンセン病等の感染症に対する正しい知識と理解は、十分とは言えない状況にあります。これらの感染症にかかった患者・元患者やその家族が、日常生活、職場等で差別やプライバシー侵害等を受ける問題が起きています。

エイズはHIV(ヒト免疫不全ウイルス)による感染症ですが、性的接触に留意すれば、日常生活で感染することはありません。しかし正しい知識や理解が十分ではないために患者や元患者、その家族に対する人権問題が発生しています。

ハンセン病はらい菌という細菌による感染症ですが、感染力が弱く、感染したとしても発病することはまれで、今では治療法が確立しています。日本では、平成8(1996)年に「らい予防法」が廃止されるまで患者の隔離政策が行われていました。ハンセン病患者や元患者、その家族は差別と偏見にさらされてきました。

また、近年では、令和2(2020)年から新型コロナウイルスによる感染症が世界で大流行しました。日本においては、令和5(2023)年5月には「新型インフルエンザ等感染症(いわゆる2類相当)」から「5類感染症」になりましたが、新型コロナウイルスの感染症に対する不安が高まることで冷静な判断を失い、感染者・濃厚接触者及び医療・福祉従事者やその家族に対し、誤解や偏見に基づく差別問題が起きました。

インターネットやSNSで誤った情報が流されたり、差別を助長するような心無い書き込みも見られます。誤った情報や差別を助長する言動に惑わされないよう、正しい情報や知識の普及啓発が必要です。

| 施策の方向                                  | 施策内容                                       | 事業                      | 担当課    |
|--|--|-------------------------|--------|
| 1. エイズ教育、HIV感染予防、ハンセン病等、感染症に関する知識の普及啓発 | ①病気・感染経路に関する正しい知識の普及啓発と患者、感染者及び医療従事者への理解促進 | ・人権教育の実施                | こども教育課 |
|  |  | ・栃木県県南健康福祉センターとの連携による啓発 | 健康福祉課  |
|  |  | ・人権課題としての啓発活動           | 生活環境課  |

## 9. 外国人

## ◆ 現状と課題



日本における在留外国人の人数は年々増加しています。本町においても、住民基本台帳における外国人の人口は年々増加しています。このような中、外国人と接する機会が増え、言語、宗教、文化、習慣、価値観の違いにより相互理解ができないまま、地域の中でトラブルになったり、差別や偏見などに繋がったりするケースがあります。また、災害が多発する中で、伝えるべき情報が伝わらずに守るべき命が危険にさらされたり、お互いに異なる文化背景を持つことから、避難所等の普段とは違う環境の中で、思わぬ人権問題が生まれてしまったりすることも考えられます。

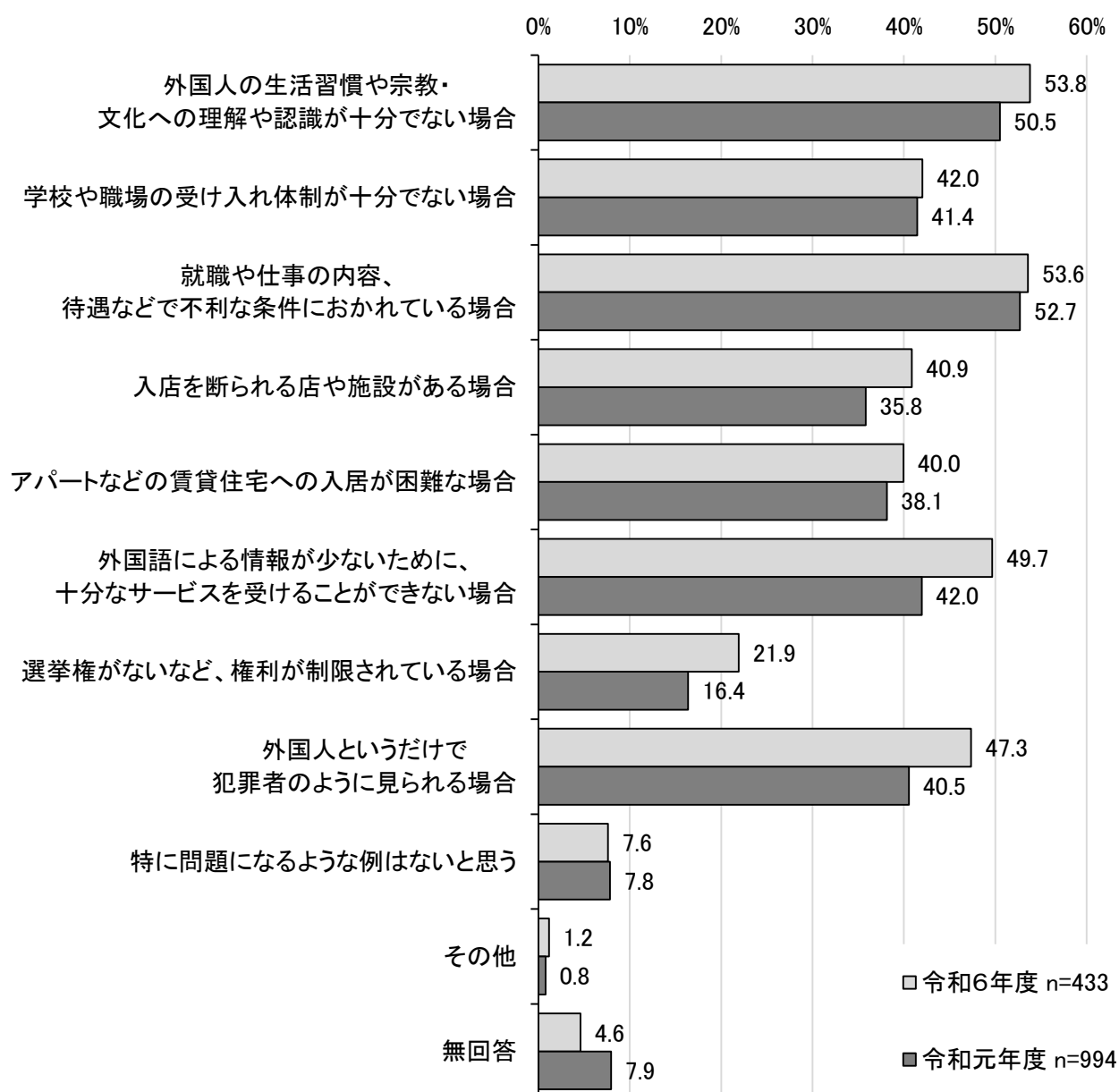
日本国憲法の基本的人権の規定には、外国人の人権を直接保障したものではありませんが、日本国民のみをその対象としているものと解されるものを除き、我が国に在留する外国人に対しても等しく基本的人権の享有を保証しています。

特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチについては、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせかねないことから、平成28(2016)年6月「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」が施行されています。

多様な言語、宗教、文化、習慣、価値観の違いを認め合い、人権を尊重し合う多文化共生社会の実現が求められています。

| 施策の方向          | 施策内容                    | 事業  | 担当課    |
|----------------|-------------------------|---|--------|
| 1. 教育・啓発の推進    | ①国際理解や多文化共生を深める教育・啓発の推進 | ・外国語指導助手等との国際理解及び交流活動の推進  | こども教育課 |
|                |                         | ・国際交流協会による事業の実施<br>・国際交流協会との協働講座の開催<br>・日本語指導の充実<br>・異文化や多文化に関する教育活動の推進 | 生涯学習課  |
| 2. 暮らしやすい地域づくり | ①相談体制の充実                | ・人権相談の実施  | 生活環境課  |
|                | ②共生施策の推進                | ・多言語による生活情報の発信  | 関係各課   |
|                |                         | ・公共職業安定所等との連携   | 産業振興課  |

Q. 日本に居住している外国人に関することから、人権が守られていないのはどのような場合だと思いますか。(あてはまるものすべてに○)



日本に居住している外国人に関することから、人権が守られていないのはどのような場合だと思うかについては、「外国人の生活習慣や宗教・文化への理解や認識が十分でない場合」が53.8%と最も高く、次いで「就職や仕事の内容、待遇などで不利な条件におかれている場合」が53.6%、「外国語による情報が少ないために、十分なサービスを受けることができない場合」が49.7%となっています。

前回調査と比較して「外国語による情報が少ないために、十分なサービスを受けることができない場合」が7.7ポイント増加しています。

## 10. 犯罪被害者とその家族



## ◆ 現状と課題

犯罪被害者やその家族は、犯罪そのものやその後遺症によって精神的、経済的に苦しんでいるだけでなく、追い打ちをかけるように興味本位の噂や心ない中傷等により名誉が傷つけられたり、プライバシーを侵害されたりするなど大きな人権問題となっています。

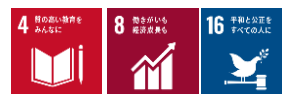
その対策として、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者等の権利や利益の保護を図るため、平成17(2005)年4月に「犯罪被害者等基本法」が成立しました。

同年12月には、「犯罪被害者等基本計画」が作られ、その中で毎年11月25日から12月1日までの一週間を「犯罪被害者週間」として定め、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の名誉又は生活への配慮の重要性について、理解を深めてもらうことを目的とした活動が展開されています。

犯罪被害者等が置かれている状況を正しく理解し、プライバシーの侵害などの人権問題が発生しないよう、周知・啓発が必要です。

| 施策内容            | 事業                | 担当課 |
|-----------------|-------------------|-----|
| ①理解・共生・配慮のための啓発 | ・犯罪被害者支援県民のつどいの開催 | 総務課 |

## 11. 刑を終えて出所した人



## ◆ 現状と課題

罪を犯した人やその家族等に対する社会の偏見や差別意識は根強く、就職に際して差別があったり、住居の確保ができなかったり、悪意のある噂が流されるなどの問題が起きています。

近年、法犯により検挙された人の約半数が再犯者であるという状況が続いています。安定した仕事や住居が確保されていないことが原因の一つとして考えられており、社会復帰を目指す人たちにとって課題となっています。

平成28(2016)年12月に成立した「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき、平成29(2017)年12月に政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ「再犯防止推進計画」が閣議決定され、さらに令和5(2023)年には「第二次再犯防止推進計画」が閣議決定されました。

罪を犯した人が、罪を償い、地域社会に復帰し円滑な社会生活を営むためには、本人の意思と努力とともに、学校・家庭・職場・地域社会など周囲の理解と協力が必要です。

| 施策内容         | 事業                             | 担当課   |
|--------------|--------------------------------|-------|
| ①理解・共生のための啓発 | ・偏見、差別をなくすための啓発                | 生活環境課 |
|              | ・社会を明るくする運動における啓発物品の配布、啓発活動の支援 | 健康福祉課 |

## 12. アイヌの人々

### ◆ 現状と課題



アイヌの人々は、北海道などに先住していた民族で、固有の文化を発展させてきました。しかし、明治維新以降、北海道開拓を進める明治政府によって制定された「北海道旧土人保護法」によって、土地を奪われ、生計手段の漁業や狩猟のほか、独自の習慣風習やアイヌ語の使用を禁じられてきました。こうした政策が長く続けられてきたことにより、アイヌ民族としての誇りや自尊心が奪われることになりました。

平成9(1997)年に成立した通称「アイヌ文化振興法」によって、この北海道旧土人保護法は廃止されました。しかし、アイヌの人々が先住民族であることが法律の中に明記されるには、さらに平成31(2019)年の通称「アイヌ施策推進法」の成立まで待たなければなりません。この法律ではアイヌの人々が先住民族であることは明記されましたが、先住民族としての権利保障については、何も述べられていません。

アイヌの人々に対する差別や偏見はいまだに残っており、少数民族の歴史や文化、伝統を正しく理解し、それらを尊重する心を持つことが、差別や偏見の解消に繋がります。アイヌの人々と共生できる社会づくりに向けた啓発活動の推進に努めます。

| 施策内容                  | 事業       | 担当課    |
|-----------------------|----------|--------|
| ①理解・共生、文化や伝統の尊重のための啓発 | ・人権教育の実施 | こども教育課 |

## 13. ホームレス

### ◆ 現状と課題



様々な事情によって定まった住居を持たず、公園や路上等で生活するホームレスの問題が存在しています。日本では、1990年代のバブル崩壊に伴う倒産や失業によって、ホームレスが急増しました。政府の統計によれば、近年では「公園や路上等で生活するホームレス」の人数は確かに減少傾向にあります。しかし、日雇い労働などで一時的な収入を得ながら、簡易宿泊所やネットカフェなどに長期にわたって寝泊まりする人たちは少なくなく、その実態は明らかになっていません。

一時居住や就業・医療相談等の相談窓口の周知など自立支援に努めるとともに、本人の人権が尊重されるよう、差別や偏見をなくし、正しく理解するための啓発活動の推進に努めます。

| 施策内容         | 事業                      | 担当課   |
|--------------|-------------------------|-------|
| ①理解・共生のための啓発 | ・偏見、差別をなくすための啓発         | 生活環境課 |
|              | ・都市整備課との連携による生活向上のための指導 | 健康福祉課 |

## 14. 北朝鮮当局による拉致問題

## ◆ 現状と課題

1970年代から80年代にかけて北朝鮮当局による日本人拉致が多発し、令和6(2024)年までに、政府は17名を拉致被害者として認定しています。また、政府が認定した拉致被害者以外にも、拉致の可能性が否定できない人たちがいます。

平成14(2002)年9月の第1回日朝首脳会談において、北朝鮮当局は日本人を拉致したことを認め、謝罪しました。その後、5名の拉致被害者が帰国しましたが、残りの拉致被害者については、いまだ問題の解決には至っていません。

北朝鮮当局による拉致は、日本の主権と国民の生命と安全にかかわる問題であり、早期に解決が望まれる国民的課題ですが、同時に拉致被害者やその家族にとっては重大な人権侵害そのものであり、日本が現在抱えている人権課題の一つであるといえます。

その一方で、拉致問題は北朝鮮当局以外の北朝鮮の人々をはじめとした朝鮮半島の人々や、日本で生活する朝鮮半島に繋がりのある人々に責任を帰する問題ではないことを踏まえ、これらの人々に対する差別、偏見等が生じないように十分に配慮する必要があります。

| 施策内容      | 事業                      | 担当課   |
|-----------|-------------------------|-------|
| ①理解のための啓発 | ・広報やホームページ、SNS 等による啓発活動 | 生活環境課 |

## 15. 人身取引

## ◆ 現状と課題

人身取引は、「現代の奴隷制」とも言われ、重大な人権侵害であり、身近なところにも潜んでいる可能性があります。「日本に行けばよい仕事がある」という悪徳業者の言葉に騙されて来日した女性が風俗産業に従事させられる事案が後を絶ちません。インターネットを通じてモデル募集に応募した女性がアダルト動画への出演や売春行為を強要される事案も近年増加しています。こうした商業的な性的搾取を目的とした不法就労をはじめ、暴力や脅迫などの手段を用いた、賃金の未払いを含む劣悪な労働環境の中での強制労働などが国内外で深刻な問題となっています。

こうした人身取引は被害者に対して精神的・身体的な苦痛をもたらすことから、誰もが人身取引の犠牲とならないように、啓発活動の推進に努めます。

| 施策内容         | 事業                      | 担当課   |
|--------------|-------------------------|-------|
| ①理解・共生のための啓発 | ・広報やホームページ、SNS 等による啓発活動 | 生活環境課 |

16. 大規模災害の被災者・避難者



◆ 現状と課題

東日本大震災など大規模災害時において、避難所におけるプライバシーの問題や、高齢者や障がいのある人等の支援を必要とする方たちへの配慮等が問題となりました。

また、近年頻発する台風や集中豪雨などによる自然災害時においても、人権に配慮した被災者支援や避難所運営の在り方が問われるようになっていきます。

こうした大規模な災害時においても、それぞれの人権が尊重されるよう「野木町地域防災計画」に基づき、ニーズの違いや多様な視点に十分配慮するよう努めるとともに、人権侵害を発生させないよう、啓発に努めます。

| 施策内容                 | 事業                            | 担当課   |
|----------------------|-------------------------------|-------|
| ①理解・共生のための啓発         | ・広報やホームページ、SNS 等による啓発活動       | 生活環境課 |
| ②プライバシーに配慮した避難所の環境整備 | ・プライバシー確保のための間仕切り用パーティション等の購入 | 総務課   |





# 第5章

## 計画の推進



## 第5章 計画の推進

### 1 計画の推進体制

この基本計画の実施にあたっては、人権行政施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に設置した「野木町人権推進審議会」を中心に、全庁体制で関係部局が相互に連携し、協力し合いながら関係施策を推進していきます。

また、関係部局において、この基本計画の理念や趣旨を十分に踏まえ、関係諸施策を実施し総合的かつ効果的な施策の推進に努めます。

### 2 国、県、企業、団体等との連携

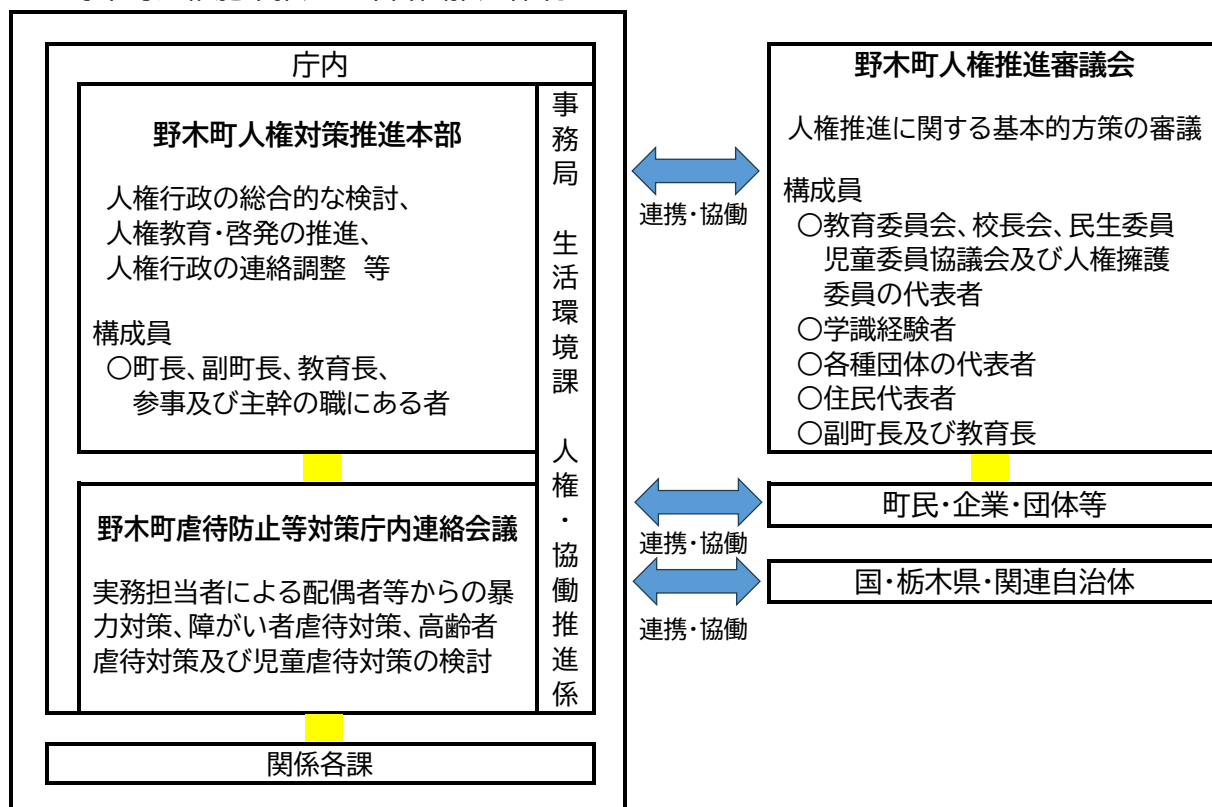
人権教育・啓発を効果的に推進し、この基本計画を実効性のあるものとするためには、国、県、企業等との緊密な連携を図りながら、幅広い取組みが必要です。

そこで、これまでの様々な人権問題に対する教育・啓発の取組みの経過と成果をもとに、国・県、企業等と協調して、この基本計画の推進に努めます。

さらに、全町的な人権教育・啓発の推進を図るためには、行政の取組みはもちろん、企業等における民間の様々な部門において、自主的及び積極的な取組みが必要となります。

企業、各種団体等と連携を図り、人権問題に対する自主的な取組みを促進するとともに、人権教育により取り組みやすくなるよう支援します。

#### ■ 野木町人権施策推進基本計画推進体制



### 3 様々な場における人権教育・啓発の推進

持続可能な開発目標(SDGs)の「目標4」は、「質の高い教育をみんなに」をキャッチフレーズとして、令和12(2030)年までに達成すべき7つの具体的な課題が示されています。それらの中では、質の高い幼児教育や就学前教育、初等教育や中等教育、そして職業教育や高等教育を、性別の区分なく受けることができるようにすることが謳われています。

世界の中でも日本は、識字率や義務教育の修了率がきわめて高い国ではありますが、より公正で質の高い教育を受けられるようにすることが求められています。特に、教育におけるジェンダー格差をなくしていくことは重要な課題です。また、経済的に困窮していたり、障がいを持っていたり、あるいは、外国にルーツを持つ子どもたちや大人たちが、あらゆるレベルの教育や職業訓練を平等に受けられることが目標達成に向けて必要です。

また、目標4では、持続可能な開発を促進するために、すべての学習者が、学校教育や社会教育などの中で、持続可能な開発のための教育(ESD)をはじめ、人権やジェンダー、平和や非暴力、グローバル・シティズンシップや文化の多様性などに関する教育や学習を通じて、必要な知識や技能を習得できるようになることが求められています。

こうした観点から、これまで蓄積してきた知見や経験を活かした人権教育・啓発を一層推進していくとともに、人権の概念やその内容が拡大する中で、新たな人権教育・啓発を、以下のような様々な場を通じて展開していきます。

#### (1)家庭

家庭は、命を大切にし、人を思いやる心を育て、人間の尊厳を理解する最も身近な場です。特に子どもにとっては、基本的な生活習慣やマナーなどを身に付け、人格を形成する大切な場であるとともに、家庭で受ける愛情から生まれる自己肯定感を基礎として、自他共に尊重する心を育てる場であると考えられます。

しかし、近年では、家庭内における暴力や虐待といった痛ましい事件が発生するなど、深刻な問題も増加傾向にあります。

子どもが、安全で安心して過ごせる家庭環境のなかで、家庭教育において人権意識を身に付けることができるよう、様々な支援の充実に努めます。

#### (2)地域社会

近年、地域のつながりの希薄化が大きな課題となっていますが、本来、地域社会は様々な人との関わりや実際の体験を通じて、豊かな人間性や社会性を育む場です。お互いの性別、文化、生活習慣等の違いを理解し、その違いを尊重することで、一人ひとりの人権を守ることに繋がります。

本町では、町主催による人権講演会等の人権問題に関する講演会及び研修会を開催し、人権について学習し理解を深める機会の提供に努めます。また、地域の団体による主体的な活動を支援します。

### (3)学校

学校では、様々な人権問題に関わる差別意識の解消を目指し、教育活動の中に人権教育を適切に位置づけ、積極的に人権教育・啓発を推進しています。

しかし、依然として、いじめ、不登校、暴力等の問題を抱える児童生徒に対する取組みや支援が必要な状況が続いています。町では人権の花運動、人権講話等の事業を行っているところですが、人権教育・啓発が机上の理解にとどまることがないよう、指導方法の研究・充実や、児童生徒の人権侵害に対する相談支援体制の整備を推進します。

### (4)職場

近年、企業・事業所等を取り巻く環境は大きく変化しています。世界的規模で広がる経済活動や人権意識の高まり、働き方改革への対応、女性活躍推進法の成立等に伴い、企業や事業所等は、その活動を通じて社会を構成する一員として社会的に責任を果たしていくことが重要視されています。

本町では、職場における各種ハラスメントの排除や就労の機会均等、労働条件の整備等、不当な差別のない誰もが働きやすい職場環境づくりのため、企業・事業所等に対する人権教育・啓発活動を推進します。

特に、企業の経営者や人事担当者などが人権問題について正しい知識と理解を持ち、人権意識を従業員に啓発することができるよう職場内研修や啓発活動の実施を推進します。

## 4 特定職業従事者に対する人権教育・啓発の推進

特に人権に関わりの深い特定の職業従事者は、人権尊重についての理念を十分に理解した上で職務を遂行しなければなりません。そのため、様々な人権尊重に関する研修を通じて、人権教育・啓発の推進を図ります。

### (1)町職員

人権が尊重される社会を実現するために、町職員は「全体の奉仕者」である公務員として、日本国憲法に保障されている基本的人権の尊重を、業務の遂行を通じて実現することが求められます。職員一人ひとりが、人権に対する正しい知識を深め、業務において人格の尊重に配慮した主体的な行動ができるよう職場研修や自己研鑽に努めます。

### (2)教職員・社会教育関係者

学校等において人権教育の推進を図るために、学校教育に関わる教職員・社会教育関係者が人権の尊重についての正しい知識を得るとともに、その指導や実践の方法について、さらなる研究と向上に努めます。また、行政・団体等と連携し、学校における児童生徒の人権侵害に関わる問題の解決を図るための相談支援体制の充実に努めます。

(3)医療・福祉関係者

医療・福祉関係者は、人の生命や生活に深く関わっていることから、人間の尊厳を幅広く理解し、人権を十分に尊重した姿勢が常に求められます。

業務に従事する上で必要な人権尊重についての理解をより深めることができるよう、人権教育に関する研修を推進します。

(4)消防関係者

消防関係者は、消火活動、救命救急活動を通じて、人の生命や生活の安全を守る役割に携わっています。

人の生命に関わる緊迫した状況においても、人権に配慮した業務を遂行できるよう、教育・研修の充実に努めます。

(5)マスメディア関係者

マスメディアを通じて様々な大量の情報が多数の人に届けられ、それは日常生活に大きな影響を与えています。しかし、マスメディアの行き過ぎた取材や偏った報道等が個人のプライバシーや人権を侵害することが問題となっています。マスメディア関係者には、人権に配慮した取材・報道が求められます。

一方で、第三者としての立場や多数の人への情報を伝える特性を生かし、人権意識の啓発を進める広報活動も期待されており、適切な情報活用を図るための啓発に努めます。

## 参考資料



## 参考資料

## 1 第4次野木町人権施策推進基本計画策定までの経緯

| 日 程                                   | 内 容   |
|---------------------------------------|---|
| 令和6(2024)年8月19日<br>～令和6(2024)年9月9日    | 人権施策推進に関するアンケート調査の実施                                  |
| 令和7(2025)年10月17日                      | 第1回野木町人権推進審議会<br>・第4次野木町人権施策推進基本計画(案)について             |
| 令和7(2025)年10月23日                      | 第1回野木町人権対策推進本部幹事会(庁内会議)<br>・第4次野木町人権施策推進基本計画(案)について   |
| 令和7(2025)年11月4日                       | 野木町人権対策推進本部会議(庁内会議)<br>・第4次野木町人権施策推進基本計画(案)について       |
| 令和7(2025)年11月25日<br>～令和7(2025)年12月26日 | 第4次野木町人権施策推進基本計画(案)に関する<br>パブリックコメントの実施               |
| 令和8(2026)年2月5日                        | 第2回野木町人権対策推進本部幹事会(書面開催)<br>・第4次野木町人権施策推進基本計画最終(案)について |
| 令和8(2026)年2月12日                       | 第2回野木町人権推進審議会<br>・第4次野木町人権施策推進基本計画最終(案)について<br>・提言    |

## 2 野木町人権推進審議会委員名簿

(敬称略)

| 番号 | 氏名     | 所属等            | 備考  |
|----|--------|----------------|-----|
| 1  | 岩崎 安一  | 人権擁護委員         | 会長  |
| 2  | 小俣 多美枝 | 教育委員           | 副会長 |
| 3  | 磯 宜男   | 校長会            |     |
| 4  | 浅野 文江  | 民生委員児童委員協議会    |     |
| 5  | 松本 光司  | 議会議員           |     |
| 6  | 古川 芳男  | 部落解放愛する会野木町協議会 |     |
| 7  | 舘野 悦男  | 区長会            |     |
| 8  | 遠藤 正博  | 副町長            |     |
| 9  | 永井 啓之  | 教育長            |     |

### 3 野木町人権推進審議会設置要綱

平成14年4月24日告示第115号

改正 平成17年6月6日告示第130号

平成19年5月7日告示第138号

平成19年11月9日告示第187号

平成29年3月30日告示第46号

野木町人権推進審議会設置要綱を次のように定め、平成14年4月24日から適用する。

#### (設置)

第1条 本町の人権推進に関する基本的方策を審議し、人権に関する諸問題について総合的に検討、調整し、町人権行政の総合的かつ計画的な施策の推進を図るため、野木町人権推進審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

#### (組織)

第2条 審議会は、委員11名以内をもって組織し、次の各号に掲げるもののうちから町長が任命する。

- (1) 教育委員会、校長会、民生委員児童委員協議会及び人権擁護委員の代表者
- (2) 学識経験者
- (3) 各種団体の代表者
- (4) 住民代表者
- (5) 副町長及び教育長

#### (任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

#### (会議)

第5条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要に応じて招集し、会の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 審議会の会議において、必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、主管課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

前 文(抄)(平成17年6月6日告示第130号)

平成17年6月1日から適用する。

前 文(抄)(平成19年5月7日告示第138号)

平成19年4月1日から適用する。

前 文(抄)(平成19年11月9日告示第187号)

平成20年4月1日から適用する。

前 文(抄)(平成29年3月30日告示第46号)

平成29年4月1日から適用する。

## 野木町人権・男女共同参画に関するアンケート調査 ～ ご協力のお願い ～

町民の皆様へ

平素から町政に対しまして、ご理解とご協力をいただきましてありがとうございます。  
この度、町では「第4次野木町人権施策推進基本計画」及び「第4次野木町男女共同参画プラン」の策定にあたり「人権に対する考え・意識」「男女平等に関する意識」に関するアンケートを実施することとなりました。

このアンケート調査は、現在町が推進している「人権」や「男女共同参画」に対する皆様の考えやご意見をお伺いし、今後のまちづくりの方向性や課題を検討するために実施するものです。

調査にご協力いただきます方は、町内にお住まいの方の中から、1,500人を抽出し、選ばせていただきました。

なお、ご回答いただきました内容は、統計的に処理し、本調査の目的以外で利用することはありません。

大変お忙しいとは存じますが、本調査の趣旨をご理解いただき、アンケート用紙のご記入及びご返送にご協力いただきますようお願い申し上げます。

令和6年8月 野木町長

### <ご記入にあたってのお願い>

1. このアンケートのご回答は、封筒の宛名ご本人（答えられない場合はご家族の方）にお願いいたします。
2. ご回答の方法は、特に指定のない場合、該当する**選択肢に （レ点）**をつけてください。また、「その他」を選択した場合は、その具体的な内容を（ ）内にご記入ください。
3. この調査の結果は、統計的に処理いたします。無記名調査ですので、お名前やご住所を書きいただく必要はありません。
4. ご記入が終わりましたら、同封の返信用封筒にアンケート用紙を入れて、切手を貼らずに  
**9月9日（月）**までに、ポストに投函してください。
5. この調査に関してご不明の点がございましたら、下記までお問い合わせください。

**野木町役場 町民生活部 生活環境課 人権・協働推進係**

〒329-0195

栃木県下都賀郡野木町大字丸林571

Tel : 0280-57-4132

Fax : 0280-57-3945

- 選択肢に示した数値は、各回答の構成比(%)です。
- 有効回答数は433件です。なお、項目によっては回答者が限定される場合があります。

## あなた自身のことについて

### F1 あなたの性別をお答えください。(1つのみ√)

- |                             |      |                             |      |                                 |     |
|-----------------------------|------|-----------------------------|------|---------------------------------|-----|
| <input type="checkbox"/> 男性 | 45.0 | <input type="checkbox"/> 女性 | 53.6 | <input type="checkbox"/> 答えたくない | 0.2 |
|-----------------------------|------|-----------------------------|------|---------------------------------|-----|

無回答:1.2

### F2 あなたの年齢をお答えください。(1つのみ√)

- |                                 |      |                               |      |                                |      |
|---------------------------------|------|-------------------------------|------|--------------------------------|------|
| <input type="checkbox"/> 16~29歳 | 8.8  | <input type="checkbox"/> 30歳代 | 9.7  | <input type="checkbox"/> 40歳代  | 12.7 |
| <input type="checkbox"/> 50歳代   | 15.7 | <input type="checkbox"/> 60歳代 | 26.1 | <input type="checkbox"/> 70歳以上 | 25.9 |

無回答:1.2

### F3 あなたが野木町にお住まいの年数をお答えください。(1つのみ√)

- |                                |      |                                    |     |                                     |      |
|--------------------------------|------|------------------------------------|-----|-------------------------------------|------|
| <input type="checkbox"/> 5年未満  | 6.0  | <input type="checkbox"/> 5年以上10年未満 | 4.4 | <input type="checkbox"/> 10年以上20年未満 | 14.8 |
| <input type="checkbox"/> 20年以上 | 70.7 | <input type="checkbox"/> その他       | 3.2 |                                     |      |

無回答:0.9

### F4 あなたの雇用状況をお答えください。(1つのみ√)

- |                                    |      |                                 |      |                                  |      |
|------------------------------------|------|---------------------------------|------|----------------------------------|------|
| <input type="checkbox"/> 正規雇用      | 29.3 | <input type="checkbox"/> 非正規雇用* | 18.7 | <input type="checkbox"/> 自営業・自由業 | 7.4  |
| <input type="checkbox"/> 専業主婦・専業主夫 | 14.1 | <input type="checkbox"/> 学生     | 4.2  | <input type="checkbox"/> 無職      | 22.6 |
| <input type="checkbox"/> その他       | 1.4  |                                 |      |                                  |      |

\*パート・アルバイト・派遣社員・契約社員・嘱託社員など

無回答:2.3

### F5 あなたはご結婚されていますか。(1つのみ√)

- |                             |      |                                     |     |
|-----------------------------|------|-------------------------------------|-----|
| <input type="checkbox"/> 既婚 | 69.3 | <input type="checkbox"/> 離別・死別      | 9.2 |
| <input type="checkbox"/> 未婚 | 19.9 | <input type="checkbox"/> その他(事実婚など) | 0.7 |

無回答:0.9

### F6 あなたのお子さんについてお答えください。(あてはまるものすべてに√)

- |                              |      |                              |     |                                   |     |
|------------------------------|------|------------------------------|-----|-----------------------------------|-----|
| <input type="checkbox"/> いない | 25.4 | <input type="checkbox"/> 未就学 | 6.0 | <input type="checkbox"/> 小学生      | 6.5 |
| <input type="checkbox"/> 中学生 | 5.5  | <input type="checkbox"/> 高校生 | 5.5 | <input type="checkbox"/> 大学生・大学院生 | 7.2 |
| <input type="checkbox"/> 社会人 | 52.0 | <input type="checkbox"/> その他 | 4.4 | (短大・専門学校など含む)                     |     |

無回答:1.6

### F7 現在同居しているご家族で、介護が必要なご家族はいますか。(1つのみ√)

- |                              |      |                             |     |
|------------------------------|------|-----------------------------|-----|
| <input type="checkbox"/> いない | 88.5 | <input type="checkbox"/> いる | 9.9 |
|------------------------------|------|-----------------------------|-----|

無回答:1.6

## 1. 人権に対する考え・意識について

問1 あなたは、現在の社会において、次のようなことに関する人権侵害や差別などがあると思いますか。(それぞれ1つのみ)

|  | 非常に<br>あると思<br>う | あると思<br>う | ほとん<br>どないと思<br>う | な<br>いと思<br>う | わ<br>かり<br>ない | 無<br>回<br>答 |
|--|------------------|-----------|-------------------|---------------|---------------|-------------|
| ①女性  | 7.4              | 56.6      | 23.1              | 8.5           | 2.5           | 1.8         |
| ②男性  | 2.8              | 39.7      | 37.0              | 15.2          | 3.5           | 1.8         |
| ③子ども                                       | 3.0              | 41.8      | 33.0              | 12.7          | 7.2           | 2.3         |
| ④高齢者                                       | 5.3              | 51.5      | 25.2              | 11.1          | 4.2           | 2.8         |
| ⑤障がい者                                      | 20.8             | 52.4      | 14.3              | 5.1           | 4.8           | 2.5         |
| ⑥外国人                                       | 14.1             | 54.7      | 13.2              | 5.5           | 9.5           | 3.0         |
| ⑦感染症患者等<br>(HIV感染者、ハンセン病患者・元患者、新型コロナ感染者など) | 14.3             | 52.2      | 15.2              | 6.2           | 9.5           | 2.5         |
| ⑧犯罪被害者及びその家族                               | 19.2             | 49.2      | 10.2              | 4.4           | 15.0          | 2.1         |
| ⑨インターネットによる人権侵害                            | 36.3             | 43.4      | 4.6               | 3.5           | 9.7           | 2.5         |
| ⑩同和問題                                      | 2.3              | 36.0      | 27.5              | 9.7           | 22.4          | 2.1         |
| ⑪アイヌの人々                                    | 2.5              | 29.1      | 24.7              | 11.3          | 29.6          | 2.8         |
| ⑫刑を終えて出所した人                                | 12.7             | 52.4      | 8.1               | 3.7           | 20.3          | 2.8         |
| ⑬LGBTQ+ (性的マイノリティ) ※1                      | 8.8              | 53.1      | 12.9              | 5.3           | 16.9          | 3.0         |
| ⑭ホームレス                                     | 15.7             | 55.4      | 7.6               | 3.7           | 14.8          | 2.8         |
| ⑮北朝鮮当局による拉致問題                              | 22.6             | 41.1      | 7.9               | 4.2           | 21.7          | 2.5         |
| ⑯人身取引                                      | 16.4             | 29.8      | 12.7              | 6.9           | 32.1          | 2.1         |
| ⑰災害に伴う人権問題 ※2                              | 7.6              | 44.8      | 18.7              | 9.7           | 15.9          | 3.2         |

※1: レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダー・クエスチョニング 5つの単語の頭文字と+(プラス)というその他の性のあり方を意味する文字で構成されています。

※2: 東日本大震災による原子力発電所事故を起因とした風評被害または、近年の大規模災害による避難所の子ども、高齢者、障がい者、外国人などのいわゆる「災害弱者」と呼ばれる人に対する不十分な配慮に関する問題です。

問2 あなたは日頃から、他人の立場を尊重するなど、他人の人権を意識しながら生活していますか。

(1つのみ✓)

|                                     |      |                                      |      |
|-------------------------------------|------|--------------------------------------|------|
| <input type="checkbox"/> いつも意識している  | 33.7 | <input type="checkbox"/> ときどき意識している  | 47.3 |
| <input type="checkbox"/> あまり意識していない | 16.2 | <input type="checkbox"/> まったく意識していない | 1.8  |

無回答:0.9

問3 あなたは、今までに他人の人権を侵害したことがありますか。(1つのみ✓)

|                             |     |                                   |      |                             |      |
|-----------------------------|-----|-----------------------------------|------|-----------------------------|------|
| <input type="checkbox"/> ある | 4.4 | <input type="checkbox"/> あるかもしれない | 61.4 | <input type="checkbox"/> ない | 33.0 |
|-----------------------------|-----|-----------------------------------|------|-----------------------------|------|

無回答:1.2

問4 あなたは、今までに、ご自分の人権が侵害されたと思ったことはありますか。(1つのみ✓)

|                             |      |                             |      |
|-----------------------------|------|-----------------------------|------|
| <input type="checkbox"/> ある | 41.3 | <input type="checkbox"/> ない | 57.3 |
|-----------------------------|------|-----------------------------|------|

無回答:1.4

問4で「ある」と回答した方にお伺いします。

問5 あなたの人権が侵害されたと思ったのは、どのような場所・場面でしたか。(あてはまるものすべてに✓)

|                                   |      |                              |      |                                    |      |
|-----------------------------------|------|------------------------------|------|------------------------------------|------|
| <input type="checkbox"/> 家庭       | 21.8 | <input type="checkbox"/> 職場  | 58.1 | <input type="checkbox"/> 学校        | 33.0 |
| <input type="checkbox"/> 地域社会     | 26.3 | <input type="checkbox"/> 町役場 | 2.2  | <input type="checkbox"/> 福祉・医療サービス | 4.5  |
| <input type="checkbox"/> インターネット上 | 3.4  | <input type="checkbox"/> その他 | 2.8  |                                    |      |

無回答:0.6

問4で「ある」と回答した方にお伺いします。

問6 あなたの人権が侵害されたと思った時は、次のどのような場合でしたか。(あてはまるものすべてに✓)

|   |      |
|---|------|
| <input type="checkbox"/> あらぬ噂や、他人からの悪口、かげ口を受けた場合              | 52.0 |
| <input type="checkbox"/> 名誉・信用の毀損、侮辱を受けた場合                    | 33.5 |
| <input type="checkbox"/> 公的機関による不当な取り扱いを受けた場合                 | 6.7  |
| <input type="checkbox"/> 人権・信条・性別・社会的身分などで差別された場合             | 14.0 |
| <input type="checkbox"/> 地域などでの仲間はずれや無視をされた場合                 | 12.8 |
| <input type="checkbox"/> プライバシーの侵害を受けた場合                      | 17.9 |
| <input type="checkbox"/> 職場におけるセクシュアル・パワー・カスタマーハラスメントなどを受けた場合 | 41.3 |
| <input type="checkbox"/> 配偶者や恋人からの暴力を受けた場合                    | 6.1  |
| <input type="checkbox"/> その他                                  | 6.7  |

無回答:1.1

問7 もし、あなたがご自分の人権を侵害された場合には、どのような対応をしますか。

(あてはまるものすべてに√)

|   |      |
|---|------|
| <input type="checkbox"/> 黙って我慢する                            | 36.3 |
| <input type="checkbox"/> 相手に抗議する                            | 37.9 |
| <input type="checkbox"/> 身近な人に相談する                          | 60.0 |
| <input type="checkbox"/> 議員や区長に相談する                         | 2.3  |
| <input type="checkbox"/> 弁護士に相談する                           | 12.2 |
| <input type="checkbox"/> 法務局や人権擁護委員に相談する                    | 8.5  |
| <input type="checkbox"/> 人権に関する相談機関（人権 110 番、NPO 法人など）に相談する | 19.4 |
| <input type="checkbox"/> 役場に相談する                            | 8.8  |
| <input type="checkbox"/> 警察に相談する                            | 17.8 |
| <input type="checkbox"/> その他                                | 1.8  |

無回答:2.1

問8 あなたは、町などが行っている人権に関する各種啓発行事に参加したり、人権問題の啓発資料や広報の人権に関する記事などを読んだことはありますか。(1つのみ√)

|                             |      |                             |      |
|-----------------------------|------|-----------------------------|------|
| <input type="checkbox"/> ある | 22.9 | <input type="checkbox"/> ない | 71.8 |
|-----------------------------|------|-----------------------------|------|

無回答:5.3

## 2. さまざまな人権問題について

問9 女性に関することからで、人権が守られていないのはどのような場合だと思いますか。

(あてはまるものすべてに√)

|   |      |
|---|------|
| <input type="checkbox"/> 男女の固定的な役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」など）を押しつける場合 | 64.2 |
| <input type="checkbox"/> 職場における男女差別（採用・昇格・賃金など）               | 66.3 |
| <input type="checkbox"/> 家庭内や恋愛関係における男性から女性への暴力               | 34.9 |
| <input type="checkbox"/> 職場におけるセクシュアル・ハラスメントなど                | 48.7 |
| <input type="checkbox"/> 意思決定する責任ある役職を任せてもらえない                | 25.6 |
| <input type="checkbox"/> ビデオ・雑誌・SNS 等で女性のヌード写真や映像を商品化することなど   | 32.8 |
| <input type="checkbox"/> 風俗営業等で強要的に働かされること                    | 39.0 |
| <input type="checkbox"/> 女性だけに用いられる言葉（呼び方など）                  | 26.3 |
| <input type="checkbox"/> 男女共同参画が推進されていないこと                    | 18.7 |
| <input type="checkbox"/> その他                                  | 2.8  |

無回答:4.8

**問 10 子どもに関することからで、人権が守られていないのはどのような場合だと思いますか。**

(あてはまるものすべてに✓)

|  |      |
|--|------|
| <input type="checkbox"/> 仲間はずれや無視、暴力や嫌がらせなどのいじめを受けている場合      | 79.0 |
| <input type="checkbox"/> いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをする場合    | 71.4 |
| <input type="checkbox"/> 授業中などに、先生が騒いだ子どもをなぐるなど、体罰を加える場合     | 48.3 |
| <input type="checkbox"/> 保護者が子どもを身体・心理・性的に虐待したり、育児を放棄したりする場合 | 75.5 |
| <input type="checkbox"/> 学校や就職先の選択など、大人が子どもの意見や考え方を尊重しない場合   | 48.7 |
| <input type="checkbox"/> 児童買春・児童ポルノなど                        | 60.0 |
| <input type="checkbox"/> インターネットの書き込みなどで、特定の子どもが誹謗中傷される場合    | 64.9 |
| <input type="checkbox"/> 経済的な困窮により、子どもが学力や進学などに困難を抱える場合      | 58.7 |
| <input type="checkbox"/> 特に問題になるような例はないと思う                   | 1.8  |
| <input type="checkbox"/> その他                                 | 0.9  |

無回答:2.3

**問 11 高齢者に関することからで、人権が守られていないのはどのような場合だと思いますか。**

(あてはまるものすべてに✓)

|   |      |
|---|------|
| <input type="checkbox"/> 経済的な保障が十分でない場合             | 46.9 |
| <input type="checkbox"/> 働ける能力を発揮する機会が少ない場合         | 40.0 |
| <input type="checkbox"/> 高齢者を狙った詐欺などの被害が多い場合        | 57.3 |
| <input type="checkbox"/> 家庭内での看護や介護において嫌がらせや虐待をする場合 | 52.7 |
| <input type="checkbox"/> 病院や養護施設において、劣悪な処遇や虐待をする場合  | 67.2 |
| <input type="checkbox"/> 高齢者を邪魔者扱いし、無視をしたりする場合      | 55.2 |
| <input type="checkbox"/> 高齢者の意見や行動を尊重しない場合          | 39.3 |
| <input type="checkbox"/> 特に問題になるような例はないと思う          | 4.4  |
| <input type="checkbox"/> その他                        | 0.9  |

無回答:2.8

**問12 障がい者に関することからで、人権が守られていないのはどのような場合だと思いますか。**

(あてはまるものすべてに✓)

|   |      |
|---|------|
| <input type="checkbox"/> 学校や職場の受け入れ体制が十分でない場合     | 67.4 |
| <input type="checkbox"/> 就職で不利な扱いをする場合            | 65.4 |
| <input type="checkbox"/> 結婚問題で周囲が反対する場合           | 44.3 |
| <input type="checkbox"/> 交通機関・道路・店舗・公園などの利用が不便な場合 | 52.7 |
| <input type="checkbox"/> アパートなどの賃貸住宅への入居が困難な場合    | 44.3 |
| <input type="checkbox"/> 差別的な言動をする場合              | 65.8 |
| <input type="checkbox"/> じろじろ見たり、避けたりする場合         | 61.0 |
| <input type="checkbox"/> 特に問題になるような例はないと思う        | 3.0  |
| <input type="checkbox"/> その他                      | 0.9  |

無回答:2.3

**問13 日本に居住している外国人に関することから、人権が守られていないのはどのような場合だと思いますか。(あてはまるものすべてに√)**

|   |      |
|---|------|
| <input type="checkbox"/> 外国人の生活習慣や宗教・文化への理解や認識が十分でない場合        | 53.8 |
| <input type="checkbox"/> 学校や職場の受け入れ体制が十分でない場合                 | 42.0 |
| <input type="checkbox"/> 就職や仕事の内容、待遇などで不利な条件におかれている場合         | 53.6 |
| <input type="checkbox"/> 入店を断られる店や施設がある場合                     | 40.9 |
| <input type="checkbox"/> アパートなどの賃貸住宅への入居が困難な場合                | 40.0 |
| <input type="checkbox"/> 外国語による情報が少ないために、十分なサービスを受けることができない場合 | 49.7 |
| <input type="checkbox"/> 選挙権がないなど、権利が制限されている場合                | 21.9 |
| <input type="checkbox"/> 外国人というだけで犯罪者のように見られる場合               | 47.3 |
| <input type="checkbox"/> 特に問題になるような例はないと思う                    | 7.6  |
| <input type="checkbox"/> その他                                  | 1.2  |

無回答:4.6

**問14 インターネットによる人権侵害に関することから、人権が守られていないのはどのような場合だと思いますか。(あてはまるものすべてに√)**

|  |      |
|--|------|
| <input type="checkbox"/> 他人を誹謗中傷する表現を掲載する場合                    | 83.4 |
| <input type="checkbox"/> 差別を助長する表現を掲載する場合                      | 59.8 |
| <input type="checkbox"/> 出会い系サイトなど、犯罪を誘発する場となっている場合            | 43.9 |
| <input type="checkbox"/> 捜査の対象となっている未成年の実名や顔写真を掲載する場合          | 38.6 |
| <input type="checkbox"/> 子どもの間で、インターネットを利用した、いじめ問題が発生している場合    | 68.1 |
| <input type="checkbox"/> インターネット上にわいせつな画像や残虐な画像など、有害な情報を掲載する場合 | 51.3 |
| <input type="checkbox"/> 個人情報の不正な取り扱いや横流し、流出などが発生している場合        | 70.7 |
| <input type="checkbox"/> 特に問題になるような例はないと思う                     | 1.8  |
| <input type="checkbox"/> その他                                   | 0.9  |

無回答:4.2

**問15 LGBTQ+ (性的マイノリティ) に関することから、人権が守られていないのはどのような場合だと思いますか。(あてはまるものすべてに√)**

|   |      |
|---|------|
| <input type="checkbox"/> 差別的な言動をする場合          | 69.5 |
| <input type="checkbox"/> 職場・学校において、嫌がらせをする場合  | 58.2 |
| <input type="checkbox"/> 性的マイノリティへの理解不足       | 58.2 |
| <input type="checkbox"/> じろじろ見たり、避けたりする場合     | 52.2 |
| <input type="checkbox"/> 就職・職場で不利な扱いをする場合     | 48.3 |
| <input type="checkbox"/> アパートなどの入居を拒否する場合     | 39.5 |
| <input type="checkbox"/> 宿泊を拒否する場合            | 40.2 |
| <input type="checkbox"/> 店舗などへの入店や施設利用を拒否する場合 | 38.8 |
| <input type="checkbox"/> 特に問題になるような例はないと思う    | 5.8  |
| <input type="checkbox"/> その他                  | 1.2  |

無回答:5.1

問16 同和問題に関することから、人権が守られていないのはどのような場合だと思いますか。

(あてはまるものすべてに✓)

|  |      |
|--|------|
| <input type="checkbox"/> 結婚問題で周囲が反対する場合            | 58.0 |
| <input type="checkbox"/> 就職・職場で不利な扱いをする場合          | 49.9 |
| <input type="checkbox"/> 差別的な言動をする場合               | 57.7 |
| <input type="checkbox"/> 差別的な落書きをする場合              | 43.4 |
| <input type="checkbox"/> 身元調査をする場合                 | 44.8 |
| <input type="checkbox"/> インターネットを利用して差別的な情報を掲載する場合 | 45.3 |
| <input type="checkbox"/> 特に問題になるような例はないと思う         | 13.2 |
| <input type="checkbox"/> その他                       | 1.6  |

無回答:6.9

問17 同和問題を解決するためにどのようなことが必要だと思いますか。(あてはまるものすべてに✓)

|   |      |
|---|------|
| <input type="checkbox"/> 同和問題を解決するための教育・啓発広報活動を推進する         | 63.0 |
| <input type="checkbox"/> 同和問題にかかる人権相談、電話相談を充実する             | 42.7 |
| <input type="checkbox"/> えせ同和行為*を排除する                       | 42.3 |
| <input type="checkbox"/> インターネットを利用した差別を助長するような情報の防止対策を充実する | 40.4 |
| <input type="checkbox"/> その他                                | 4.4  |

無回答:13.4

\*：同和問題を口実として行われている不法、不当な行為や要求をすることです。

### 3. 人権尊重社会の実現のための取組について

問18 人権が尊重された社会をつくるためには、今後どのようなことを行う必要があると思いますか。

(あてはまるものすべてに✓)

|   |      |
|---|------|
| <input type="checkbox"/> 講演会や研修会の充実                 | 31.2 |
| <input type="checkbox"/> 広報誌やパンフレットの充実              | 28.4 |
| <input type="checkbox"/> 映画・ビデオ上映の充実                | 15.5 |
| <input type="checkbox"/> 街頭啓発（啓発物品配布）の充実            | 11.3 |
| <input type="checkbox"/> 掲示物・立看板の充実                 | 12.9 |
| <input type="checkbox"/> 学校教育・社会教育・家庭教育の充実          | 83.8 |
| <input type="checkbox"/> 相談・救済のための機関や施設の充実          | 54.7 |
| <input type="checkbox"/> 職場・事業所での人権尊重の取組の充実         | 52.9 |
| <input type="checkbox"/> 町民自身による人権尊重の取組やボランティア活動の充実 | 22.9 |
| <input type="checkbox"/> NPOなどの団体による人権尊重の取組の充実      | 19.6 |
| <input type="checkbox"/> その他                        | 3.0  |

無回答:5.5





## 第4次野木町人権施策推進基本計画

発行 令和8年3月

編集 野木町役場 町民生活部 生活環境課

〒329-0195 栃木県下都賀郡野木町大字丸林571

TEL 0280-57-4132

FAX 0280-57-3945

URL <https://www.town.nogi.lg.jp>